

令和5年涌谷町議会定例会6月会議（第1日）

令和5年6月14日（水曜日）

議事日程（第1号）

1. 開 会
1. 開 議
1. 議事日程の報告
1. 会議録署名議員の指名
1. 会議日程の決定
1. 諸般の報告
1. 議員派遣の事後報告
1. 所信表明
1. 行政報告
1. 一般質問
1. 散会について
1. 散 会

午前10時開会

出席議員（13名）

1番	黒澤 朗 君	2番	涌澤 義和 君
3番	竹中 弘光 君	4番	佐々木 みさ子 君
5番	稲葉 定 君	6番	只野 順 君
7番	伊藤 雅一 君	8番	久 勉 君
9番	杉浦 謙一 君	10番	門田 善則 君
11番	大泉 治 君	12番	鈴木 英雅 君
13番	後藤 洋一 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤 积雄 君	総務課 兼 課長	高橋 貢 君
総務課 副参事 兼 新型コロナウイルス感染症対策室長	徳山 裕行 君	企画財政課 兼 課長	大崎 俊一 君
まちづくり推進課長	熱海 潤 君	税務課 兼 課長	紺野 哲 君
町民生活課 参事 兼 課長	今野 優子 君	町民医療福祉センター長	前沢 政次 君
町民医療福祉副センター長 兼国民健康保険病院総務管理課 参事 兼 課長	木村 智香子 君	福祉課 長	鈴木 久美子 君
福祉課 子育て支援室長	佐藤 明美 君	健康課 長	木村 治 君
農林振興課長	三浦 靖幸 君	建設課 兼 課長	小野 伸二 君
上下水道課長	岩渕 明 君	会計管理者兼会計課長	久道 正恵 君
農業委員会会長	畑岡 茂 君	農業委員会事務局長	荒木 達也 君
教育委員会教育長	柴 有司 君	教育総務課 長 兼給食センター所長	内藤 亮 君
生涯学習課長	阿部 雅裕 君	代表監査委員	遠藤 要之助 君

事務局職員出席者

事務局 長	渡邊 千春	総務 班 長	金山 みどり
-------	-------	--------	--------

(午前10時)

○議長（後藤洋一君） 皆さん、おはようございます。

定例会6月会議出席ご苦労さまでございます。

今期定例会の議事運営につきましても、いつもと変わらない格別のご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ここで、総務課長から発言の申出がありますので、これを許可します。総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 皆様、おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

高橋副町長でございますが、本日、急な体調不良ということで本日欠席をさせていただきたいということでご連絡をいただいております。現在、通院治療を行っているところでございますので、体調を見ながら本日の会議への出席を行いたい旨連絡がございましたので、よろしくお願いいたします。

◇

◎開会の宣告

○議長（後藤洋一君） 本日6月14日は休会の日ですが、議事の都合により、令和5年浦谷町議会定例会を再開し、6月会議を開会します。

◇

◎開議の宣告

○議長（後藤洋一君） 直ちに会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○議長（後藤洋一君） 日程をお知らせいたします。

日程は、お手元に配った日程表のとおりでございます。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤洋一君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、議長において11番大泉 治君、1番黒澤 朗君を指名いたします。

◇

◎会議日程の決定

○議長（後藤洋一君） 日程第2、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

6月会議の日程につきましては、本日14日から15日までの2日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、6月会議の日程は、本日14日から15日までの2日間と決しました。

◇

◎諸般の報告

○議長（後藤洋一君） この際、諸般の報告をいたします。

諸般の報告の内容は、お手元に配布いたしました印刷物のとおりでありますので、ご了承願います。

◇

◎議員派遣の事後報告

○議長（後藤洋一君） 議員の派遣を議長において別紙のとおり決定しておりますので、ご了承願います。

◇

◎所信表明

○議長（後藤洋一君） 日程第3、町長就任に当たり、所信表明をお願いいたします。

町長、登壇願います。町長。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） 皆様、おはようございます。

さきの町長選挙終了、また、同時に行われました議員の皆様の補欠選挙がありまして初めての定例議会となりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、私から、今後4年間にわたる所信の表明をさせていただきます。

このたび執行されました涌谷町長選挙により、多くの町民の皆様からご支持、ご支援をいただき、引き続き涌谷町長としての重責を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。

大橋信夫前町長が目指した「活力ある涌谷町の復活」に対する思いを引き継ぎながらも、この4年間は、平成

31年1月30日に発令いたしました財政非常事態宣言の一日も早い解除を目指し、財政の立て直しとともに、財政悪化の要因の一つでありました涌谷町国民健康保険病院の立て直しを主導してまいりました。町民の皆様のご理解とご協力を支えに、幸いにも目標まであと一步のところまでたどり着かせていただいたところでございます。この間、台風や大雨、地震、新型コロナウイルス感染症の拡大などに悩まされましたが、町民の皆様、議会の皆様はじめ、全職員、関係する皆様とともに、財政再建計画を着実に実行し、行財政運営を行ってまいりました。その結果、町の財政の指標となる実質公債費比率や将来負担比率が改善し、もう少しで財政非常事態宣言を解除できる見通しとなりました。

この4年間、これまで町民の皆様にはご理解とご協力を賜ってまいりました。深く感謝申し上げますとともに、改めまして、ご心配をおかけしましたことをお詫び申し上げます。

同じく、町民の皆様にご心配をいただいております涌谷町国民健康保険病院事業におきましても、昨年9月、これまでご協議いただいております有識者会議の答申に基づいた「涌谷町国民健康保険病院の考え方」を議会に提示し、この2月には、涌谷町町民医療福祉センターの初代センター長であり、北海道大学及び同大学大学院教授を経て北海道夕張市立診療所所長として勤務されていた前沢政次先生を27年ぶりにセンター長としてお迎えいたし、涌谷町町民医療福祉センターの運営改善及び涌谷町国民健康保険病院の経営改善に動き出したところでございます。また、4月からは八坂寛久先生、更には病院長として木村 幹先生を新たにお迎えいたしました。

今、涌谷町国民健康保険病院では、医師や看護師、医療技術者、薬剤師、事務部門など、全ての医療関係者が一丸となって、患者様や町民の皆様のために、これまで以上に優しい病院を目指して取り組んでおりますことから、今後の病院運営にも明るさを実感しているところでございます。

これからの涌谷町国民健康保険病院の在り方といたしましては、大崎地域広域医療圏構想の中で「大崎地域は一つ」との考え方にに基づきまして、高度救急医療を担う大崎市民病院を拠点病院としながら、周辺市町の公立病院との連携を強化し、大崎地域広域医療体制構築のための一角としての確固たる立場を目指すと同時に、地域医療を担う大きな要としての立場も確立し、町民及び地域の皆様が安心して暮らせる医療環境を整えてまいります。

現在、少子高齢化が進み、全国的に出生数の減少に歯止めがかからないままに人口が減少している状態にあります。新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、婚姻数が減ったことも少子化に拍車をかけております。涌谷町におきましても、令和4年の出生数は44人と過去に類を見ない状況にあります。少子化に対しては、国として抜本的な対策が求められているところではございますが、町といたしましても、人口減少対策や少子化対策はこれからの重要な政策課題と捉えております。

このような状況下ではありますが、涌谷町は、令和6年7月の操業開始を目指して建設が進められている株式会社ウェルファムフーズ様が300人の従業員とともに進出してまいります。これに加えて、新たに100人ほどの従業員の募集が予定されており、総勢400人ほどの企業が町内に誕生するという明るい動きもございます。

町といたしましては、この機会を捉えて、日本初の産金の地となる涌谷町の誇るべき歴史に基づき認定されました金まつわるストーリーの日本遺産や、涌谷伊達家の城下町としての文化を生かした「わくやブランド」を核として、農業・商業・工業の連携をより強固にすることで新たな産業を生み出すなど、町のにぎわいを取

り戻し、町民の皆様が町に愛着と誇りを持つことができるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

また、このような動きがある中で、若い世代の皆様が子育てをしながら働ける環境づくりが少子化対策・人口減少対策としてこれまで以上に重要と捉えております。町立の各幼稚園、さくらんぼこども園に加え、民間の保育所や幼保連携型認定こども園のお力をお借りしながら、子育て支援の更なる充実を図り、多くの方々に対する涌谷町への移住・定住の機会につなげていきたい、人口減少に歯止めをかけていきたいと考えております。

改めまして、涌谷町を取り巻く情勢を顧みますと、財政非常事態宣言解除のめどが立ち、新型コロナウイルス感染症も終息の方向に向かうなど、新たな時代への明るい兆しが見えてまいりました。しかし、一方では、気候変動による災害の多発、超高齢化・超少子化が加速し、著しい人口減少という大きな影も差しており、この影が町全体に重くのしかかっております。このような大きな課題に立ち向かっていくには、国や県、そして関係自治体等と圏域を越えた連携が必要不可欠と考えております。例えば、気候変動を踏まえた水害対策として、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる対策としての「流域治水」の推進も一つの考え方であり、また、国・県との連携をより密にし、地域を挙げて石巻・酒田間の高規格道路の早期着工・完成を目指すことにより、大崎地域全体の広域的な活性化が高まり、涌谷町の振興も促進されるものと考えております。このようなことから、涌谷町の振興及び活性化を図るには、交流人口・関係人口の獲得が欠かせないと考えております。

町民皆様の笑顔があふれるまちづくりのために、涌谷町を明るい新時代に導くために、議会の皆様とともに議論を深めながら、この4年間も努力を積み重ねてまいりたいと思っております。町民の皆様におかれましても、なお一層のご理解とご協力を心からお願いするところでございます。

結びに、町民の皆様のご幸せと涌谷町の発展を願い、再度の努力をさせていただきますことを誓い、私の所信表明とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（後藤洋一君） 以上で町長の所信表明を終了いたします。



◎行政報告

○議長（後藤洋一君） 日程第4、行政報告。

町長の行政報告を求めます。町長。（「議長」と言う人あり）はい。

○10番（門田善則君） 所信表明に対して……。

○議長（後藤洋一君） マイク入っていない。

○10番（門田善則君） 所信表明に対して、議事のマイクを止めて、皆さんから所信表明に対してのご意見とかということはないのでしょうか。

○議長（後藤洋一君） ありません。なお、この後、私の許しで暫時休憩した中で、もしありましたらそれは許可しますけれども、所信表明でのやつはございません。暫時休憩の中でまた、はい。

行政報告。町長。

○町長（遠藤釈雄君） それでは、行政報告4件につきまして、お配りしております項目に従いましてご報告をさ

させていただきます。

まず、災害時における電動車両及び給電装置の貸与に関する協力協定についてでございます。

本協定は、涌谷町内において自然災害、大規模停電、その他の町民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じる緊急の事態が発生した場合において、電動車両及び車両から給電を行う装置の貸与について、令和5年3月13日に議会委員会室において宮城三菱自動車販売株式会社様と協定を締結したものでございます。

次に、令和4年度涌谷町一般会計及び各種特別会計の出納閉鎖が5月31日をもって行われたところでございますが、収支の結果が出ましたのでご報告を申し上げます。

一般会計におきましては、収入済額84億8,320万6,000円に対しまして支出済額81億9,700万2,000円となり、差引き2億8,620万4,000円の収支残額が見込まれるところでございます。

町税の収入状況につきましては16億2,358万2,000円が見込まれ、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税において前年度より増額しております。また、現年度分、過年度分を合わせた町税の収納率につきましては95.7%となり、前年と同程度となりました。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計でございますが、収入済額21億2,201万9,000円に対しまして支出済額21億129万4,000円となり、差引き2,072万5,000円の収支残額が見込まれるところでございます。

次に、後期高齢者医療保険事業勘定特別会計につきましては、収入済額2億576万2,000円に対し支出済額2億5万3,000円で、差引き570万9,000円の収支残額が見込まれるところでございます。

次に、介護保険事業勘定特別会計におきましては、収入済額19億376万7,000円に対し支出済額18億4,289万9,000円で、差引き6,086万8,000円の収支残額が見込まれるところでございます。

次に、水道事業会計の決算状況についてご報告申し上げます。

年間有収水量につきましては、前年度と比較して3万145立方メートル減少し124万1,673立方メートルとなり、収益的収支につきましては、総収益3億9,424万9,000円、総費用3億6,508万6,000円で2,916万3,000円の純利益となっております。

次に、下水道事業会計の決算状況についてご報告申し上げます。

年間有収水量につきましては、前年度と比較して9,837立方メートルが減少し59万6,228立方メートルとなり、収益的収支につきましては、総収益4億7,556万7,000円、総費用4億7,027万5,000円で529万2,000円の純利益となっております。

次に、国民健康保険病院事業会計の決算状況についてご報告申し上げます。

まず、入院の患者数につきましては年間延べ2万9,054人、1日平均79.6人となり、前年度と比較して延べ人数で3,685人、1日平均で10.1人の減となっております。外来につきましては年間延べ4万4,100人、1日平均181.5人となり、前年度と比較して延べ人数で3,566人、1日平均で14.0人の増となっております。

収益的収支につきましては、総収益20億4,772万8,000円、総費用19億6,247万7,000円で8,525万1,000円の純利益となっております。

次に、老人保健施設事業会計につきましては、入所利用者は年間延べ2万8,224人、1日平均69.1人となり、前年度と比較して延べ人数で2,172人の減、1日平均では6.0人の減となり、通所利用者につきましては年間延べ8,733人、1日平均で29.9人となり、前年度と比較して延べ人数で530人の減で、1日平均では0.3人の増とな

っております。

収益的収支につきましては、総収益4億7,331万8,000円、総費用5億3,151万4,000円で5,819万6,000円の純損失となっております。

次に、訪問看護ステーション事業会計につきましては、訪問件数は延べ7,237人、平日1日平均では29.1人、土曜日1日平均で2.8人となり、前年度と比較して延べ人数で33人の減、平日1日平均で0.6人の減、土曜日1日平均で1.3人の増となっております。

収益的収支につきましては、総収益5,916万3,000円、総費用5,807万円で109万3,000円の純利益となっております。

以上、申し上げましたとおりでございますが、各会計の決算につきましては、帳簿、書類等調製の上、監査を経て改めて議会にお諮りし、決算認定をお願いいたす予定でございますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げまして、出納閉鎖の報告とさせていただきます。

次に、工事請負契約の変更契約の締結についてご報告申し上げます。

本件は、令和5年2月1日付で契約を締結した令和4年度涌谷町笹岳地区町民体育館改修工事を変更するものでございます。

本契約は、条件付一般競争入札を行い、涌谷町字田町裏131番地、株式会社菊森建設工業様と2,750万円で契約締結したところでございますが、外部足場を設置し、詳細に調査したところ、追加工事が必要となったことから929万5,000円を増額したものでございます。この変更契約により、工事の総額は3,679万5,000円となり、令和5年4月10日に変更契約を締結したものでございます。

次に、工事請負契約の締結についてご報告申し上げます。

これは、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づかない予定価格3,000万円以上5,000万円未満の工事請負契約でございます。

本契約は、令和5年度（補助事業）松代橋橋梁補修工事で、条件付一般競争入札を行い、仙台市太白区茂庭字中ノ瀬東13番地の5、ライブディック株式会社様と4,498万円で令和5年6月9日に締結したものでございます。（「マツダイ橋」と言う人あり）失礼しました。ただいま「マツシロ橋」と言いましたが、「マツダイ橋」の間違いでございます。いいだね、あとね。違う。（「金額違うよ」と言う人あり）失礼しました。3,498万円の間違いでございます。訂正いたします。令和5年6月9日に締結したものでございます。

以上でございます。

○議長（後藤洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部雅裕君） それでは、笹岳地区町民体育館改修工事の主な変更内容についてご説明申し上げます。

会議資料につきましては、2ページから5ページになります。

当初におきまして、カバー工法と呼ばれます既存の屋根に新たな屋根をかぶせる工事と軒といの全てを交換、外壁のシーリングの打ち替え、セメント製の外壁や軒天の塗装をメインに考えておりました。

外部足場を組み、詳細調査を行ったところ、セメント製の外壁はクラックや劣化が見られ、補修程度では近い将来新たな雨漏りの原因となり得ることから132枚を交換、外壁のシーリングの実績を行ったことで、当初

1,090メートルを見込んでおりましたが、50メートル増加の1,140メートルとなったことや、あと鋼製の柱を覆う鋼板については当初改修を予定しておりませんでした。鋼板の張り合わせ部分の継ぎ目部分において、さびて穴が空いている箇所が多々ございましたので、全ての箇所に補修、補強を行った上で塗装したものでございます。あわせて、後々雨漏りの原因となり得そうな劣化した窓枠のシーリングの打ち替えを施したところ、結果的に、先ほど町長から説明がありましたとおり、当初2,750万円で契約締結をしたところですが、929万5,000円を増額し、総額は3,679万5,000円となり、令和5年4月10日に変更契約を締結したものでございます。

終わります。

○議長（後藤洋一君） 引き続き、企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） おはようございます。本日もよろしくお願いたします。

私から、行政報告4、令和5年度（補助）松代橋橋梁補修工事の契約までの経過について説明させていただきます。

本件につきましては、指名委員会にて条件付一般競争入札の執行を決定し、本年5月19日に、条件、宮城県内に本支店を有し土木工事の総合評定値800点以上であることという条件を付し、一般競争入札にて公告を行っております。なお、閲覧についてはホームページ上で公表を行っております。

6月2日に入札書の締切りを行い、6月5日開札、5社が応札しており、その中で最低入札価格であるライブディック株式会社を同日落札候補者とし、資格等を審査した結果、6月8日に落札決定、6月9日にライブディック株式会社と3,498万円で契約を締結いたしました。

なお、工期につきましては、令和5年6月12日から令和6年1月31日までとなっております。

以上、説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時46分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。

休憩します。再開は10時55分といたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時55分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。



◎一般質問

○議長（後藤洋一君） 日程第5、一般質問。

かねて通告ありました一般質問をこれより許可いたします。

6番只野 順君、一般質問席へ登壇願います。只野 順君。

〔6番 只野 順君登壇〕

○6番（只野 順君） マスクを外して大丈夫でしょうか。

○議長（後藤洋一君） はい、許可します。

○6番（只野 順君） さきの町議選補欠で町民の方々からご支援をいただいて当選して、ここで改めて一般質問という形でさせていただきます。6番只野 順でございます。よろしく申し上げます。

ただいま議長の許可をいただいたので、次の項目について質問をいたします。

質問項目の1、災害に備えた防災体制についてでございます。

その中で（1）番といたしまして、令和4年7月の出来川の越水の箇所の補修はどうなっているのかということと、町として、この出来川は県の管轄であると思っておりますので、この要望と対策はどのようにしたのかと。それから、水害時の避難場所は十分かということと、その避難場所の内容についてもお伺いしたいと思います。

何せ、ここで初めてなものですから、このタブレットを使ってやるのを。

それでは、1番目に関しまして、令和5年度3月の町長の施政方針演説の中で、安全で快適なまちづくりが挙げられております。それで、各地で集中豪雨などによる自然災害が多発している。我が町でも、出来川において破堤寸前の越水が発生した。この越水箇所の補修工事はどうなっているのか。

また、2の町として県への要望活動、その都度行ってきていると思っておりますが、名鱈地区の越流堤の破壊とか、あるいは度重なって越水が起こっているような状況にあります。抜本的な対策を求めるべきではないのかということについてお伺いをいたしたいと思います。

3番目のこのときの町内における水害時、避難場所は十分かという点について、3点お伺いいたします。

以上です

○議長（後藤洋一君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） ただいま6番議員から昨年の出来川の越水あるいは破堤についてのご質問でございました。

昨年の7月のあの豪雨の際の出来川越水というのは、一級河川であります国の管轄河川であります江合川、そういうところと違いまして、非常に避難に対しては読めない部分がありました。そして、ある程度なったときに越流堤の、質問者は十分、消防団でありますから分かっておりますけれども、サイフォンというものが、通常越流で7トン越流しているところをサイフォンが利きますと47トン、おおむね50トンぐらいの排水が一気に始まるということで、それで瞬時に10センチ、20センチ下がるというのが私どもの情報でございましたけれども、それが働かなくて、とうとう不同沈下を起こしてございましたヨークベニマル向かい付近が5メートルにわたっての越水がございました。消防団の必死の対策がございまして、本当に首の皮一枚で踏みとどまりました。ああいったときに避難指示も出さない、そして、越水して破堤したという場合によりまし

ては、私がどんな理由を並べても、今この場所に町長としているいわれ全くない、それくらいの緊張感を感じたところでございます。そういった中で、当然、県のほうにもその緊張感を持って、隣町の相澤町長と真剣のご要望を申し上げさせていただいた経験がございます。

それでは、改めましてご答弁申し上げます。

2022年7月の出来川越水箇所の補修はとのご質問でございますが、ご質問のございました出来川の越水箇所、渋江地区左岸につきましては、河川管理をしている宮城県において応急復旧を行い、堤防のかさ上げ並びに築堤工事が令和5年5月24日に契約されております。工事区間は、上出来川橋から大崎広域水道和田多沼水管橋までのおよそ800メートルで、まず、越水対策として現堤防のかさ上げを行います。その後、既設の河川区域内で築堤工事を行う予定となっております。工事は年内までに完了予定となっております、なお、今回の復旧工事に当たりましては、速やかに着手されるよう、3月議会において補正予算で土地の借地についてお認めをいただきました関係者と手続は進んでおります。工事用の道路はおかげさまで確保されておりますので、増水期でも直ちに補修していただくということになっております。

2点目の町としての県への要望対策はしているかのご質問でございますが、町として県への要望につきましては、町としてはもちろんでございますが、私が会長をしております出来川改修促進期成同盟会で、関係市町及び団体とともに、昨年11月に宮城県遠藤副知事に対し、河川改修の促進並びに被災地堤防の早期復旧につきまして要望をしております。今年度も引き続き、関係市町及び団体の皆様とともに、河川改修の促進並びに被災地堤防の早期復旧につきまして要望活動を継続してまいります。

3点目の水害時の避難場所は十分かのご質問でございますが、現在、水害時の避難場所につきましては8か所指定しているところでございます。町内39行政区を各避難場所に割り振りさせていただいておりますが、新型コロナウイルス対策のため間仕切りを設置することとしており、間仕切りがない場合と比較しますと収容できる人数が著しく低下いたします。しかし、新型コロナウイルス対策の必要がなくなった場合でも、プライバシー保護の観点から間仕切りは必要と考えておりますので、議員ご質問の十分かという問いにつきましては、全町民が避難した場合においては対応できるくらいの施設数はございませんので、十分ではないという回答になってまいります。今後、各事業所等においてお願いして、一時避難場所を増やしていくよう鋭意努力していく考えでございますので、ご協力をお願いするものでございます。

以上、大綱1点目についての答弁とさせていただきます。

○議長（後藤洋一君） 6番只野 順君。

○6番（只野 順君） 今、町長から答弁いただきまして、出来川の越水箇所も工事始まるということで了解はしておりますけれども、美里町のほうも越水を町内したり、あるいは今やはり水害時、一級河川じゃない出来川とか田尻川とかなんかも上流部で越水を起こしております。やっぱり抜本的対策をやっぱり県に、大崎のほうは少しそういった意味で、何度も氾濫をしているというところに関しては市を挙げて取り組んでいるようでございますので、涌谷町、美里、出来川関係の会長をしておる町長には、ぜひ、更に強い要望をお願いしたいと思います。

水害時、今8か所避難所があると。十分かということに対して、今のところは完全ではないというお話みたいでございましたけれども、ちょっと内水のハザードマップによると、25センチ以上の浸水箇所が町内全域に及

ぶ件でございます。これは、避難訓練時に各自治会による防災訓練等で、やはり避難所、避難場所として有効に利用できるか、あるいはそういった収容人数、先ほども言いました高齢者、介護者の避難に適応した避難場所にはいかがかなと思いますけれども、そののところにんしてはいかがでしょうか。

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。町長。

○町長（遠藤稔雄君） それでは、まず……。

○議長（後藤洋一君） 座っていていいです。はい、どうぞ。

○町長（遠藤稔雄君） 県への要望を更にということでございますが、やはり先ほど申しあげましたように、一級河川を多く持つ国管理の河川はかなり築堤等々で整っておりますけれども、中小河川を多く持つ県管理の河川というのは非常に弱いところがございます。堤防あっても土質が悪かったり、そして低かったり、あるいは地震のたびに不同沈下するなど、そういった中で、やはり私どもは、県への強い要望は当然でございますが、県への国からの補助というものを同時進行で行わせていただいております。そうでないと、なかなか地元の要望が調わないということがございます。それから、県に対しては、土木関係だけでなく、必ず農業等々の関係の施設がございますので、その一元化を図って要望を聴いていただきますように、当時の遠藤副知事であったり、あるいは財政的な面で池田副知事に直接、要するに、一元化できるような方に対して直接のご要望を繰り返して行ってきております。

それから、避難場所でございますけれども、水害に関しましては本当に足りないということで、質問者おっしゃったように、弱い方がまず入っていただくと。そして、地震となりますとまた話は違ってまいりますけれども、水害であれば、私は車での避難というもの、車中での避難というもの、やはり体力のある方はそこで我慢してもらおう。例えば、旧箕岳小学校とか、小里小学校跡地とか、そういったようなところに、あるいは各学校の校庭を決まった形の中で車止められるようにしていただいて車で待避してもらおう。そして、この前、出来川決壊したときは、そのようなことが全然準備しなかったものですから、本当に私からすると、奇跡的な形の中で大被害が免れたということもありますので、そういったようなことも写真を撮って県のほうにしっかりとお願いしております。写真を見れば一目瞭然でございますので、そうした形の中で様々なお願いしております。まずは、避難というのは、質問者おっしゃったように、弱い方はやはり施設の中で休んでいただいて、少しでも体力のある方は車中等々でやるというのが今のところは現実的なかなと、そのように考えております。

それから、県への要望というのは、この後も通常的に繰り返してお願いしますし、それから、特に隣町の美里と一緒にあって、2町で同時にお願ひして、一人よりも二人というような形の中でお願いしてまいりますし、そのことを国会議員の先生にも伝えて、国から県への補助というものを併せて繰り返し繰り返しお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（後藤洋一君） 今、6番議員から、障害者とか、そういった高齢者の施設占用というようなのもちょっと今あったのですが、その件に関しては。

○町長（遠藤稔雄君） 今、答弁申し上げましたけれども、弱い方、そういったような方を、まずは8か所ある避難場所にまずは収容させていただいて、体力のある方は車という、もし被害が大きくなればそのような形をせざるを得ないのかなと、そのように思っております。

○議長（後藤洋一君） 6番只野 順君。

○6番（只野 順君） ただいまの具体的な対策というか、具体的にはこういうふうになるという町長の答弁は、私はよく分かります。ただ、やはりそういった場合、早めの避難ということで、出来川流域の行政区長さん等にはやはり連絡もちゃんと取っておいて、そして避難を早めにしていただくということにしないと、やはり前回の避難場所については、令和元年には366世帯848人の避難数がありました。そして課題も確かに多かったと思います。それで、今、町長が言ったように、全部は収容できないような状況であると、それも理解できます。

ただ、今やっぱり涌谷町も高齢化で、それで避難したときに、私も1回避難しておりますが、やはり高齢者の方々が使うトイレです。洋式にしてくれと。それじゃないともう家から出ないという方たちが多かったので、やはり福祉型避難所というよりも、トイレの改修を早めにして、それも予算化していただければなと考えています。洋式便器にするとやっぱり遠慮なく使えるということがありましたので、これが一番大きいのかなと思っていますから、今すぐできるとすればそういった方向で取り組むように、そこに対してはいかがでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 今回、内水ハザードマップ作成させていただきまして、住民の方に、訓練等を通じてどこが危険かということも、今の自分のいるところの立場をもう一度周知いただくということで、速やかに避難をいただくということがやはり大事でございます。

災害時については、早め早めの避難を涌谷町においてもアナウンスして、移動について、また、高齢者の方が十分に対応できるようにということで対応していきたいと思っております。

また、高齢者の方が、どうしても避難所においてトイレとかの利用が難しいというお話、洋式じゃないと難しいというお話でございました。現在、各避難所におきましてはトイレの洋式化を進めておりまして、そういう形で不便のないようにということで現在進めております。そういう形で、お年寄りの方も安全に避難が、トイレとか心配することなく避難できるように取り組んでおります。

○議長（後藤洋一君） 6番只野 順君。

○6番（只野 順君） 一気に全部いかないと思いますけれども、避難訓練もそうですけれども、やはりコロナ禍でちょっと避難訓練のほうはできないような状況もございました。職員の皆様にも含めまして、やはり防災意識は常に持って、今のこの間の災害の状況等々、町長も心配しているとおりでございますので、やはり職員それぞれの方々がもう防災士だという形で活動していただいて、そして避難訓練等をしっかりと行っていただきたいと思います。それから、そういった場合に自主防災組織がありますから、やはり連絡関係は、特に行政区長さんをはじめとしたその組織に対して行っていただきたいと思います。

次に、2点目なのですが……。

○議長（後藤洋一君） 1点目はよろしいんですね。

○6番（只野 順君） はい、答えは了解です。

2点目の防災用装備品の充実についてでございますけれども、今回、出来川の越水の状況で消防団員の方々が活動しておりました。ライフジャケットの件もありますけれども、防災の基本は小型ポンプ自動車も含めての質問となります。よろしいでしょうか、議長。

○議長（後藤洋一君） 関連でしたら、許可します。

○6番（只野 順君） 関連で、その基本にしていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、ライフジャケット、ポンプ車等、越水箇所の活動では、団員の皆様には大変な敬意を表したいと思ひます。

そして、ただ、残念なことに、ライフジャケットの未着用とかが見られました。団員は危険な作業を伴うことが常に多いわけですので、まず、団員の安全確保を最優先して、そして、全団員にライフジャケットの配布あるいは着用での活動を徹底すべきと考えます。

また、小型ポンプ積載車の更新は、私のときに6分団制というか、分団をして、それで小型ポンプ積載車を配備したんですけれども、それから何十年も経っておるので、計画的に更新を行っているのか、この点、2点についてお伺ひします。

さらに、次には、災害用ドローンの活用、配備する計画はあるのか、この点でございます。

以上でございます。

○議長（後藤洋一君） それでは、町長、登壇願ひます。

〔町長 遠藤積雄君登壇〕

○町長（遠藤積雄君） 大綱の2番でございます。

装備品の充実についてでございますが、まず、1点目のライフジャケット等の防災時に使用する数は配備されているかとの質問でございますが、現在、消防団各班に人数分のライフジャケットが配備されております。予備といたしましても、防災センターには40着のライフジャケットが備蓄されております。質問者、多分夏の時期でございましたので、消防団がちょっと油断して装着しなかったのをお見かけしたのではないのかなと思ひますけれども、やはりいざというときにはライフジャケットがあるのとないのでは命に関わりますので、こういったようなことを通常の消防団訓練の中でも、団長様を通して、意識も改めていただきますようお願いしたいと思っております。

また、積載車の定期更新でございますが、この件につきましては初めに設問されておりませんので、詳しいことは担当よりご説明申し上げます。

それから、2点目の災害用ドローンを配備してはとのご質問でございますが、災害時にドローンを用いて調査等を行うことは大変有効であると、そのことは知っております。事実、民間の方のご協力で、越水を広く取り上げることができましたので、そういったようなものもございまして非常に有効であると思っております。そういったような被害対応、避難場所対応を考えますと、ただ、職員がドローン調査を行うことは、いわゆるマンパワーが不足している中では大変厳しいと考えております。ドローンでの調査につきましては、ドローンを扱っている業者と災害協定等を締結して、調査等については協定締結業者に任せることにより調査は円滑に進めております。

また、この件につきましては、大崎広域消防には、1台ではございますがドローンを配備しております。そして、仕事柄、消防署員におかれましては、常にドローンの操作の訓練をしておりますし、また、災害時には、それを飛ばすことのできる許可というものも意識して訓練されておりますので、30分以内に配備できるということもありましたので、主にやっぱり大崎広域消防のほうに頼むのかは現実的なのかなと思っておりますし、そういったような需要が高まった場合は、各消防署に1台ずつ置いても、大した、全体から見れば金額ではな

いし、問題は、職員がそれに専従するということが非常に難しいので、それで、そういう専門の箇所にお任せしたほうが、より効果的な調査だったりすることができるのではないかなと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 消防ポンプの積載車の状況ということでございます。

現在、自動車分団を含めまして18台の積載車がございまして。先ほどお話もありましたが、消防署からの貸与を除きまして、一番古いものについては平成7年の購入のものがまだ使用させていただいております。一番新しいものでも平成12年ということで、いずれも27年あるいは20年以上経過するという段階になっております。

このときについては、計画的に3台ずつ更新を重ねて更新を行ってまいりました。先ほどありました現在では20年以上経過しているものがほとんどでございますので、そのポンプ等の部品の調達もなかなかまなくなってきたということでございます。緊急時に車両が使えないということはあってはならないことですので、この更新につきましては、財政的な面もありますので、財政当局と相談をさせていただきながら、更新に向けて進めていきたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） 6番只野 順君。

○6番（只野 順君） 積載車に関しては、私も大分古くなっているなどは思っておりまして、こういうときに質問を入れておきました。やはり消防団の核となる消防車両というか、それでございますので、やはり町民の安全を考えた場合に、そういう配備は常におこななければならないのかなと思います。

それから、災害用ドローンに関しましては、大崎で1台、広域で運用しているようでございます。それで、おいおいあそこの遠田署も含めまして、やはりそういった要望を出しながら、広域と連携しながら消防団もそれに精通した団員の育成とか、あとは小型のちょっとドローンで、前に職員の方が運用していた、運用というか、ちょっと使っていた方もいたようでございますので、今の若い方たちの対応が結構早くできるのかなと思います。だから、それほど業者任せとか、専門家じゃなくて対応できると思いますので、そういった配備、あるいはその内容の検討をしながら進めていただきたいと。それで、予算も大崎広域の中でも取っておるようでございますので、この件は、検討というよりも、少し強力に進めていただきたいというのが私の質問でございます。いかがでしょうか、町長。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） ポンプ車につきましては、どの時期で定期更新というのか分かりませんが、いざというときに不具合を生じるようでは困りますので、そういったようなところで、故障率の多いとか、そういったようなものを見極めながら、ポンプを販売なさっていた会社などと話ししながら、やはりまずいなと思ったときには更新せざるを得ないのかなと、そのように思っておりますし、また、ドローンでございますけれども、ドローンは、やはり飛ばすときに許可というものが発生してまいりますし、そういったような、また専門的に撮ると。例えば、この前の出来川堤防のときに、全体としての越水を撮ったものはございますけれども、やはり訓練されている消防、広域消防のほうで話ししますと、やはり、その中でも洗掘されて一気に土手が流されるというようなこと、そういうときには、消防団のほうから土手が揺れているということも情報ありました。ですから、そういうようなことを加味しながら、専門性のある方々に操作していただいて、どれぐらいの越水

した場合の反対側の洗掘状態を見るとか、そういったようなものもございますので、まずは大崎消防のほうにお願いしたほうが今のところは手っ取り早くて、しかも確実性があるのかなと、そのように考えております。

○議長（後藤洋一君） 6番只野 順君。

○6番（只野 順君） ドローンの利用に関しましては、そういった災害時でいい面も、あるいは暴風雨とかに関しては使えないというか、そういうデメリットもあります。そういうものも含めまして、ただ、涌谷は、江合川ですけれども、やはり水難者の方たちが多かったりなんかすると、県のヘリを呼んで捜索をしております。それでも捜査ですからいいんですけれども、早期に発見するといった場合には、やはりドローンを低空で飛ばして、そして河川の上流から、あるいは下流とか、そして低い段階で、先ほど言いましたように、専門家の方々だと、非常に人間の目よりもすばらしいレンズ等々ついていますので、そういう捜査のためにも1台配備しておいたほうが、配備するような形で、広域も含めて、町も考えておいたほうがいいのかと思いますけれども、この件に関して、再度、町長、答弁をお願いします。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） ドローンはいろいろ値段がありまして、10万そこそこのものから、高いのは切りがないと思いますけれども、そのついているカメラもやはり一定のレベル以上がありますので、撮影等々でもやはり10万台ぐらいで十分大丈夫かなと思いますけれども、問題は、それを操作、訓練する職員が果たして継続的にできるのかなと。そして、1人、2人訓練しても、いざというときにその職員がいない、招集かけられない場合はどうするのかという問題もございます。ですから、どなたが入れ替わっても対応できる常備消防のほうにお願いしたいと、それが、各消防署に1台ずつ配備していただくのがやはり最も具体的であるのではないかなと、今のところはそのように考えております。捜索等々では、やはり高い場所から捜索すると人の歩いた跡なども分かりますので、そういったような面についても、まずは大崎消防のほうと相談しながら、町で持ったほうがいいなという、あまりそういう事例があっては困るんですけれども、そういうことも含めて検討していきたいなと思っております。

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。

○6番（只野 順君） お話は分かりました。大体価格に関しては10万からとかといいますけれども、200万ぐらいで配備できるようでございますので、200万ぐらいの予算ということで考えておいて、お話しするときにそちらのほうでやっていただければと思います。

以上で終わります。

○議長（後藤洋一君） ご苦労さまでした。

10番門田善則君、登壇願います。

〔10番 門田善則君登壇〕

○10番（門田善則君） 10番門田であります。

議長のお許しが出了たので、一般質問をさせていただきます。

まず、その前に、4月の町長選におかれまして当選されました遠藤町長においては、大変、この場を借りてお話しさせていただきますが、おめでとうございます。私も同日中に町議選の補選がありまして、今回この登壇させていただくことになりました。再度登壇をさせていただくことになったこと、これ、2,400名余りの町民の

方々にこの場を借りて御礼を申し上げたいなというふうに思っております。

さて、私の一般質問でございますが、町有地の財産の取得又は処分についてということでお知らせしておりますが、そのことについて質問をさせていただきたいと思えます。

私が町有地についてなぜ質問をするのかということなんですが、今回、選挙戦に当たって私も後援会活動をさせていただきましたが、町民の方々に変なふうなうわさが流れていたことを耳にしたわけでございます。町長が勝手に何か土地を売ったんだとやとか、町長があそこを何か安く売ったんだとやとか、いろんな知らない人がうわさ話でいろいろ言うわけですけども、私はそのことを聞いたときに、いや、それは違うんですよ、町長は条例にのっとってきちんと恐らくやったはずですよ。ただ、私はその場にいたわけじゃないですから分からないけれども、恐らくそういうふうな行政運営は過去においてもやっているはずですし、現在もそのとおりやっていると思います。しかしながら、そういうことが出ること自体がどうなのかなということが私が考えたところでありまして。やっぱりそういった部分の誤解を生じないためにも、やっぱり議会の中で、こういうルールがあって、こういう規則があって、土地の売却、また、買入れをできるんだよということを、やっぱり議会の中で質疑することによって、それが広報に載り、町民の方に広く知らしめることができるのではないかとこのふうな考えから今回質問をさせていただくわけでございます。

(1) 番としまして、政令で定める基準は町で変更することはできないのか。

これは国で決めているものであります。しかしながら、今、時代の流れがあります。要は、地方自治法の第96条の第1項の8号の規定です。これを町長は、今回、温泉の近くの売却については、恐らくこの法令にのっとって売却されたものだなというふうに考えます。この中では、予定価格700万以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い、土地については、その面積が1件当たり5,000平方メートル以上のものに限るというふういうたってあるわけです。恐らく町長はこの法令に従って、今回、皆さんから誤解を生じて町長批判をした、まあ、選挙戦ですから、それが批判になるのか、やっぱり相手候補がそういったことを言っているから広くそういうふうになってしまったとは思いますが、やっぱり町民には正しくお知らせする義務があると思いますから、私も町民の代表であるので、これに質問をさせていただいて、やっぱり町報、議会だよりでお知らせするのが妥当だなというふうに思うんですが、町長として、今回、私のこの質問に対して、国で決めた基準なんですけれども、町の規模、当時決められたとき2万1,000人もいた町でありましたが、今1万4,000人しかいない町になっているわけですけども、やっぱりこれは国で決めたものでありますから、町として変えることはできないのかなというふうに考えますけれども、その辺については、町長の所見をお聴きしたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 3までお願いします。

○10番（門田善則君） 3番まで、はい。

続いて、今回、土地を、温泉の近くの土地を売却しているわけですが、私もちょっと調べてみました。過去に黄金山工業団地で購入を、土地を町民の方から購入をしております、町として。また、平成30年には、内林というんですか、2号線の用地も買い入れております。また、売却については、平成29年、黄金山工業団地の売却、そして、令和4年に認定こども園の用地の売却ということになっておりますけれども、このことについて不動産鑑定士、私が議員やっているときには、黄金山工業団地については不動産鑑定士入れていましたが、こ

の3件、残りの3件についてはどうだったのか、その辺について、課長でもいいんですけども、お知らせしていただければありがたいのかなというふうに思います。

続いて、今回この条例の、地方自治法の第96条にうたっているものではあるんですが、今後こういった話が出た場合には、町長として議会と相談する気があるのか、また、相談するつもりはあるのか、その辺についてもお伺いしておきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（後藤洋一君） それでは、町長、登壇願います。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） それでは、土地の町有地の処分あるいは取得についてのご質問でございます。

政令で定める基準は町で変更することはできないかのご質問でございますが、現在の当町の財産の取得、処分について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条によりまして、土地に関しては5,000平米以上から、かつ、予定価格が700万円以上の土地については議決が必要となっております。また、地方自治法施行令省令によって議会の議決に付すべき案件については、500平米以上の土地で予定価格が700万円を下回らない旨規定されておりますことから、町で変更できる内容といたしましては、予定価格の引上げであれば可能と考えております。しかし、町の資産の取得又は処分という重要な案件でございますから、現時点での基準の引上げについては考えてはおりません。

ただ、質問者がおっしゃっていたような、私は反省といたしまして、土地の売却あるいは土地の購入に関しましては、やはり、なぜ必要があるのか、なぜ買う必要があるのかというのを、先ほど行政報告でも報告という形でありましたけれども、やはりそういったようなことでつなぐ手段は幾らでもありますので、やはりしっかりと事前に議会と話をするのが筋であろうと思っております。私が議会出身の町長でございますので、この点は、非常に私としてはよろしくない形だなと、そのように思っております。ですから、今ここに課長以下の皆様がお聴きしているわけでございますので、議会に対しては、話せる段階のときは速やかに報告あるいは相談というようなことも必要なのかなと。であれば、今回のような誤解は招かないであろうと、そのようには考えておりますし、そのことに対しては議長にも陳謝しております。

2点目の不動産鑑定士に依頼すべきと考えているが、考えはあるかでございますが、涌谷町の宅地等に関しては、固定資産税評価替えの際に不動産鑑定士を行っておりますことから、土地の評価については、その不動産鑑定を参考に行っておりますので、基本的には改めて不動産鑑定を行う考えはございません。

しかしながら、そういう、更には申し上げましたが、質問いただくにも、やはりそういったような町としての、あるいは私としてのしっかりとした対応がなされていれば、こういった質問そのものが発生しないのではないかなと大いに反省しているところでございます。

3点目の条例の基準以下であっても議会に対する考えはあるかということでございますが、1点目でも申し上げましたとおり、資産の取得又は処分については重要な案件と認識しております。しかし、全ての取得及び処分については、議会に付すことは現実的には難しいと考えております。

しかし、内容によりまして、先ほど来申し上げましていたとおり、議会の皆様と協議することも必要なものと考えておりますので、どのような形が最適かは今後検討しながら、皆様方にお諮り、あるいはご相談申し上げ

げたいと思っております。

以上でございます。

○議長（後藤洋一君） 10番門田善則君。

○10番（門田善則君） 今……。

○議長（後藤洋一君） すみません、ちょっと、すみません、10番。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 先ほど5,000平米以上という、読んだつもりでございますが、500と読んだようでございますので、訂正して、改めまして5,000平米以上とさせていただきます。

○議長（後藤洋一君） 了解しました。

10番、失礼しました。門田善則君。

○10番（門田善則君） 本当に町長も、今のお話を聴くと、やっぱりそう取っていたんだなというふうな感じで、やっぱり誤解が生じるようなことがあってはならない。自分がよきと思ってやったことも、そういうふうマイナスに言われてしまうというのは非常に非常に残念なことなんです。ですから、私も選挙戦で感じましたけれども、何で、一生懸命頑張っているのにな、ちょっとしたことでなという感じがあったんです。ですから、やっぱりこういったことを質問することによって、幾らでも、幾らかでも、町民の方々が理解していただければ、やっぱり行政は法律に従って、また、町の法律に従って運営されていることを、やっぱり町民の方にも理解していただくことが大事なんだろうなというふうに思います。

そして、今、町長が、自分にも誤解されるような部分があったということで反省をしていると、議長のほうにもその旨もお伝えしたということでもありますから、私としてはこれ以上どうのこうのということではないんですが、ただ、最後にもし言っておけばなんですけれども、今後やっぱり少子化の中で幼稚園の統合だとか、いろいろな問題が出てくると思います。調べてみますと、大体幼稚園等は4,000平米、5,000平米以下です。そうすると、正直、この法律からいけば別に町長の判断で構わないわけです。でも、さっき恐らく町長が、いや、今後はそれであっても相談していかなければならないというふうに自分は感じているよというような話をいただきました。恐らく答弁もそう出てくるのではないかと思います。再度その辺についてはいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） 今、例えば、具体的に幼稚園等々統合して、その幼稚園跡地を売るよとか、その前に幼稚園統合するよとか、そういったようなものが発生したときにはどうするのかでありますけれども、やはり1万5,000人の町でございますので、そういったこれぐらいの町で不透明な部分があるのはやはり困りますので、そういったようなことは、やはりお互いの信頼関係において率直にご相談、むしろそういったようなことが瑕疵のない行政ができるのではないのかなと私は思っております。ですから、そのことについては、今後どなたが町長になってもそれを遵守すべきではないのかなと、そのように思っております。

○議長（後藤洋一君） 10番門田善則君。

○10番（門田善則君） 本当にありがとうございます。そういった答弁をいただくことが私は重要だというふうに思うわけではないんですが、ただ、やっぱり誤解を生じないためにも、今後はそのようにやっていくべきだろうと。

実を言いますと、総務省に問合せをしてみました。そうしたら、やっぱり政令で決められていることについては変えることはできないというふうなお話でいただきました。しかしながら、それ以下でもあっても、別に相談することはやぶさかではないですよということなんです。ですから、今、町長が言ったように、今後は議会の皆さんとそういったことで共有してご相談申し上げるということでもありますから、これは、それもやぶさかでない部分の中で大変いいことではないかなというふうに考えられますので、やっぱりこれから町を再生する、財政再建の部分の中でも非常事態を早く外したいという町長の思い、そして、やっぱり相手方がこの土地を欲しい、欲しいんですと言われたときに、やっぱりそれに応えてやるのも町として当然のことではないかなというふうには思いますが、しかしながら、誤解が生じるような形というものは大変まずいものだというふうに思いますから、今後はそういったことのないようにやっていただきたいと思ひますし、町長、私思うんですけども、町長の思いは、私は町長と16年間、議員として同じ釜の飯を食いましたというふうな部分で言わせていただければそのとおりであります。ですから、町長の性格、そして考え方というものもある程度理解しているつもりです。つもりというよりも、俺理解していると思ひます。しかしながら、やっぱり町長のその考え方がうまく伝わらないということは、やっぱりどこかにちょっと変えなければならない、トップになった以上はちょっと変えなければならないという部分が出てくるのかなというふうにも思ひます。ですから、今回のこの土地の問題についても、相手候補から何だりかんだり、けしかけられるよううその情報が町民に知れ渡っているようなことになるわけですから、町長にも、議員時代とちょっと変わった、1万5,000人のトップとしての町長になってほしいなというふうに考えますので、これから任に当たる場合には、そういった部分をちょっと議員時代と、何ていうんですか、性格ではないんです、何ていうんですかね、とにかくちょっと変えてほしいなという部分があります。極端に言えば、何ていうんですか、静かに話すことも大事なかもしれませんが、やっぱり1万5,000人の代表ですから、堂々と大きな声で、こうなんですというふうな形の中で、この土地は法令に従って、そして涌谷町の条例に従って売却したんですと。これは子供たち、未来の子供たちのためにぜひ必要だと思ったから、私はこれをもって売却したんですよというふうに、やっぱり大きな声で言うだけであれば、今後、町長の考えが広く町民に伝わるのではないかなと思ひますので、ぜひともその思いを今後考えていただければなと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） 私の性格までご指摘いただきましたけれども、私は元来おしゃべりが下手でありますので、ですが、全く質問者が言っているように、それだけで済まない部分がございますので、できる限り声を大にして自分の主張というものをしていきたいなと、そのように思っております。先ほどの施政方針にありましたけれども、そういったようなものには裏がありまして、そういったような、例えば、土地の問題もあります。ですが、少子化に向かって抵抗したいという強い思いがございますので、そういったようなことを大きく主張しながら事を進めればよかったのかなと、そのように思っております。

様々言葉に気をつけていただきながら質問していただきまして、大変感謝申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 10番門田善則君。

○10番（門田善則君） それでは、大綱2番目に移りたいと思ひます。

町道の整備について問うということでお伺いしたいと思ひます。

涌谷町の町道、これもまた選挙戦と言ってしまうんですが、39行政区、選挙の運動の中で回らせていただきました。これは町長も同じ思いだったんだろうなというふうには私を考えますけれども、しかしながら、やっぱり言わなければならない、町民の代表である限りは言わなければならないということで今回取り上げさせていただきました。

私も県議選で落選してから4年間民間企業で働いてきましたが、各仕事現場が、大崎市であったり、美里町であったり、また栗原市であったり、いろいろなところに仕事で行かせていただきました。正直、町道という町道、市道という市道を何度も通り抜け、また、我が町涌谷町にも仕事で何度か来ておりますし、自分も生活しているという現状があります。それを顧みますと、本当に我が町の道路は、生活道路はよくないなど。何でもこんなに凸凹なんだろう、穴が空いているんだろうと思うことが多々多々ありました。そういうことを考えますと、ほかの自治体は、近くの自治体は道路がいいなど、逆を返せば、我が町よりもいいなというふうに感じてこの4年間来ました。そしてまた、今回皆さんの応援をいただいて当選でここに立たせていただいているわけですが、町民の方々からも、門田議員、何とか道路を直していただけないか、道路を直してもう少し住みやすい町にしてほしいんだけど、そのことを議会で言ってもらえないかなという町民の声も多々あったことは事実であります。

それで、お伺いするんですが、町長も、この道路を直さなきゃいけないというのは、恐らく選挙戦で39行政区回らせていただいて恐らく感じたこと、私と同じだと思います。しかしながら、道路を簡単に直すといってもやっぱり予算が絡むわけですから、ある程度、今、財政の非常事態宣言も出して、町長も何とかこれを解除したいという思いが恐らく大きくあって、予算的にはまだつけられない、これ以上はというふうな部分も恐らくあるであろうなというふうには私は思いますけれども、ただ、しかし、やっぱりこの間の総務課から出た議案でもないですけども、道路が壊れていて穴が空いていて、そこを通った車が、そして賠償を涌谷町が払わなければならないなんていうのは、これは大変あってはならないことと、私は議員として恥ずかしいと感じます。

それと、町長、今回この大崎タイムス6月13日号でありますけれども、色麻町、美里町、涌谷町の一般質問の、何人が一般質問するか、何について一般質問するか、全部書いてあるんです。道路行政については私一人だけなんです。ということは、簡単に考えますと、ほかのところは道路いいんです、文句も出ないんですと考えます。しかし、あえて私がさせていただくというものは、恐らくここ過去四、五年の間にも、道路が壊れていて車が傷ついたということで補償問題が恐らくあったであろうなというふうには考えます。ですから、そういった部分では、やっぱり道路行政がほかの市町村よりもちょっと遅れている、進んでいないという部分だと思います。恐らく何年前に舗装したものが古くなって、年数がたつことによって劣化して穴が空いたりということになるんだろうと思いますけれども、その辺について、町長として今後年次計画等があるのかどうか。そして、年次計画がないとすればつくる気があるのかどうかということをお聴きしておきたいと思っておりますし、また、いつも通る道路なんですけれども、これは町長もそうでしょうけれども、公民館に行くところの踏切、築道街道踏切というんですか、そこを夕方通ると、テニス部の中学生とか、また、野球の中学生だとか、自転車で夕暮れどきあそこを通るわけです。そうすると、わざわざ、歩道がないものですから、車道のほうに出て、それで渡るんです。その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） ただいま大綱の2番に町道の整備についてご質問いただきました。

町道の補修等々の年次計画はあるかとの質問でございますが、建設課では町道舗装長寿命化計画を作成しております。しかしながら、財政非常事態宣言の発令後、道路予算につきましては、誘致企業のアクセス道路等の新設改良の補助事業を重点的に行ってまいりました。道路の維持・補修に係る予算につきましては、必ずしも十分でない状況でございます。起債事業を活用しながら舗装、補修工事を行ってはおりますが、急激な町道の損傷に対しましては、補修が追いついていない状況であります。

そういった中でも、年次計画を立てながら整備を行うことは、私も大事なことと理解しております。といたすのも、やはり計画を立てた以上は、財源の裏付けをしっかりとしながら年次計画を立てて、そして、取りあえず、それこそ議会の皆様方に、この程度で直していきますよということも示す必要がございますので、やはりそういったような裏付けを取りながら年次計画は必要となっております。今後の整備、補修に向けて、様々な制度事業等を活用しながら計画的な町道の管理に努めてまいります。

質問はこれで終わりですね。質問者はこれ以上の質問時間がないようでございますけれども、私自身がやはり財政再建等々の中で財源の、道路行政に対しての振り分けができないで来ているということは、私自身が一番熟知たる思いをして4年間過ごしてまいりました。少しでも、涌谷町は近隣の町村と違いまして、340キロ以上、80キロ以上でしたか、町道が最も長く多い町でございますので、なかなか維持・補修というのが追いついていないという現状もございますが、やはり必ずいつかはそれをやり遂げなければならないと思っております。ここまで来たのも、平成17年度の行財政改革のときに、いわゆる土木予算というものはずっと骨格予算になっております。そのしわ寄せが今に至っているという認識もございますので、それこそ皆と相談しながら、幾らこういったような生活インフラ、道路整備等々に予算をつぎ込むことができるのかは、議会とともに相談しながら進めていきたいと、そのように思っております。

○議長（後藤洋一君） もう一つ、踏切のは。2番目の築道街道。

○町長（遠藤稔雄君） 失礼しました。築道街道踏切の歩道がない部分の今後の考えはという質問でございますけれども、これに関しましては、県道田尻線の下下道踏切につきましては、踏切の拡幅改良につきまして、涌谷町として、また、私が会長としております県道涌谷田尻線促進協議会で、大崎市及び住民代表の皆様とともに、毎年、県への拡幅要望をしております。昨年は宮城県、JR、涌谷町の3者で踏切拡幅に係る覚書を締結しました。町も同席してJRと打合せを行っております。宮城県ではJRから出された課題等について検討し、設計を行っており、今後はJRとの協議を進める予定との報告を受けております。町といたしましても、一日も早く拡幅されますように、これまで以上に協議会の会員の皆様、関係者の地域の皆様とともに、県に対し要望活動を継続してまいりたいと思っております。

この件に関しましては、議長、竹中議員、地元の議員さんをはじめ、積極的に要望しておりますけれども、県はやっと重い腰を上げました。というのは、一つの踏切が今回の基盤整備事業において閉鎖されましたので、その閉鎖されましたことをもって拡幅をお願いしておりますので、町としても具体のお願いをしております。早く、子供がけがしたりしないうちに拡幅したいなど、そのように思っておりますので、皆様方の今後の協力をお願い申し上げます。（「以上で終わります」と言う人あり）

○議長（後藤洋一君） ご苦労さまでした。

ここで休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） それでは、再開いたします。

1番黒澤 朗君、登壇願います。

〔1番 黒澤 朗君登壇〕

○1番（黒澤 朗君） 1番黒澤でございます。

議長のお許しが出ましたので、通告に従い一般質問いたします。

一般質問についてですけれども、近年頻繁するゲリラ豪雨により発生する町内の内水害について問うでございます。

要旨1といたしまして、町内において内水害が発生する地区の現状は把握しているのか。

要旨2といたしまして、今後、町としての計画はあるのか。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤洋一君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤積雄君登壇〕

○町長（遠藤積雄君） 近年頻発するゲリラ豪雨により発生する町内の内水害について問うというご質問でございます。

まず初めに、町内において内水害が発生する地区の現状の把握を聴きたいということでございますが、昨年度予算において内水ハザードマップを作成しております。令和元年度の台風19号の雨量を基に、道路側溝や水路の排水能力を上回った場合の浸水状況を浸水深により色分けして表示しております。そうすることによりまして、道路冠水の発生箇所が分かりますので、避難等の際の参考にさせていただきたいと思っております。

2点目の今後の町としての計画を聴きたいとのご質問でございますが、被害地区の道路側溝や水路等の整備計画になると思いますが、現在計画している排水路工事及び水路のしゅんせつ等については進めていくとともに、1点目でお話し申し上げましたハザードマップでの被害地区も参考にしながら、今後の道路側溝及び排水路の整備計画を検討していく考えでございます。

以上でございます。

○議長（後藤洋一君） 1番黒澤 朗君。

○1番（黒澤 朗君） ありがとうございます。

今年も水害の可能性のある時期を迎え、先日の台風2号により活発となった梅雨前線の影響により、愛媛県、和歌山県、静岡県、関東地方においても様々な水害がもたらされました。

当町においても、2019年の台風19号、昨年7月15日からの豪雨など、強く記憶に残るところではございます

が、町は、このような経験や問題点を踏まえて、町内において、主に西地区、東地区において、内水ハザードマップに過去の浸水実績が示されているものの、西地区の役場周辺や、あとまた中島、北田、桜町、蔵人沖名、六軒町、新町、渋江、田町裏、桑木荒におきまして、東地区におきましては、下町周辺、詳しくいうと城山、日向、下町地区においても、度々小規模な内水害が発生しております。このような内水のハザードマップには記載されているのですけれども、頻繁に頻発する内水害、小さい水害について、町はどのように今後対応していくのかお聞きしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（岩淵 明君） お答えいたします。

まず、現在、下水道事業におきまして、市街地の浸水被害軽減を目的としました涌谷町雨水排水計画に基づく事業を行っているところでございます。その計画の中におきましては、まず下町地区、それから渋江地内の排水路、そして、今年度から田町裏地内の排水路に着手いたしまして、あともう一か所、優先すべき箇所として、立町から六軒町裏の水路を整備していくところを優先的にやるという計画になっております。そういった対策を取りながら、少しでも住民の方々の不安を取り除くような事業をしていきたいと考えております。

○議長（後藤洋一君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（小野伸二君） 今、上下水道課長が申し上げました以外の地区につきまして、建設課におきましては、水路側溝という形でなくて、土砂の取り除きを優先的に考えまして、少しずつではございますが今年度、昨年度から進めているわけでございますが、影響のある水路のしゅんせつ等を進めてまいりたいと考えているところでございます。

終わります。

○議長（後藤洋一君） 1番黒澤 朗君。

○1番（黒澤 朗君） ありがとうございます。

問題の一つといたしましては、町内の水路の排水がうまく機能というか、連携が取れていないように思われます。また、想定外の雨量によって揚排水機場の水没などの問題が水害に拍車をかけていると思われることもあります。このような事態に陥ることは、今後、豪雨というか、頻繁に来るとは思うので、それに対応して町としても様々な計画をしていかなければならないのではないかと思います。

また、今年度におきましては、久道病院からやまやのところまでしゅんせつ作業をするということですが、その上も、その上段のほうもかなりしゅんせつが待たれるような地域がございます。そういう地域については、今後はどのような計画で進めていくつもりかお聞きしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（小野伸二君） 水路の連携が取れていないというお話がございました。特に西地区の水路につきましては、大きく町で直接関与する部分というのは、今まで都市下水道とか、先ほど上下水道課長が申し上げた水路が主でございまして、その他の水路につきましては、主に土地改良区さんのほうで管理されていた用排水路が多くございました。ただし、近年、やはり組合員の減少とか、そういったのがございまして、なかなかこの水路の土砂の取り除きのほうが行っていない状況でございますので、町としても土地改良区さんと協議しながら、その辺の水路の管理について今後進めてまいりたいなと思っております。

先ほどお話ありましたが、旧108号線の道路沿いの水路につきましては、昨年度から土砂の取り除きをやりまして、今年度、今お話がありました元の久通医院さんから自動車学校の入口のところまではやりたいなと思っ
ているところでございます。継続して北側の水路、幹線堀とか、大江堀とか、北大江、南堀とか、いろいろあ
りますが、そういった堀についても、順次どのように対応していったらいいのかも含めまして改良区さんと進
めて、何とか対応していきたいなと思っております。

終わります。

○議長（後藤洋一君） 1番黒澤 朗君。

○1番（黒澤 朗君） あともう一つお聴きたいんですけども、しゅんせつしなければならないということは、土
砂とかいろんなものが堆積して下流のほうにたまるわけですけども、中島とかあっちのほうに行くと、土の
堀が多いように思われます。それが豪雨によっていろいろ流されているところなどに堆積すると思われていますが、
そういうものに対する対応は今後はどうするんですか。

○議長（後藤洋一君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（小野伸二君） 水路につきましては、通常、排水に関しましては下流部からという大原則と
いうのですか、一般的な施工方法がございます。今お話しされた部分では、どちらかという、今、下水道課
のほうで進めているのも末端のほうでございますので、順次という形になるのかなと思います。ただ、状況に
よりますと、一部分側溝ですね、出ている箇所もございますので、場所等も確認しながら、先ほど言ったん
ですけども、土地改良区さんとか等含めて、どうやったらいいのか、あるいは、前段でもあったんですけども、
いろんな制度事業が使えるのかどうかも含めまして検討していきたいなと思っております。いずれ土砂
がたまって、それが内水に影響、内水害ですか、そちらの浸水害に及ぼしているのは把握しておりますので、
何とか対応をしていきたいなと思っております。

終わります。

○議長（後藤洋一君） 1番黒澤 朗君。

○1番（黒澤 朗君） 毎回毎回豪雨が来たたびに、町としては想定外という雨量が降ったという話がございます
けれども、今後は、多分いろんな気象的な発表からしても、予想外というのは、想定外というのはあり得ない
んです。やっぱりそういうある意味多い、予想より多い豪雨にも、雨量にも対応しながら、町として施策して
いくべきだと思います。

令和3年3月11日の国土交通省水管理・国土保全局下水道部による雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）
によりますと、施設の耐水化の推進について、主要施設の上階への移設、防水壁の設置など、様々な対応策が
示されておりました。町内の当時被害を受けた機場など、現在復旧しているものの、まだまだ不完全ではある
と思いますので、その辺に対する対応は今後どのように考えますか。

○議長（後藤洋一君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（小野伸二君） 排水機場等のことかなと思われていますが、西地区及び東地区にある排水機場に
つきましては、土地改良区さんで管理されております、主に。そういった中で、先ほど言いましたが、防水壁、
止水壁とか、あるいは、前回、上町機場の場合ですと、浸水してショートするかもしれないということで作業
員さんが避難したということで、それに伴ってポンプが止まったという事例もありますので、そういった状況

の中で改良区さんと、先ほどと同じ答弁になってしまいますけれども、どういったほうがいいのか、あるいは、それに対する制度事業があるのかどうかを検討していきながら、より安心安全になるような対策のほうをちょっと検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤洋一君） 1 番黒澤 朗君。

○1 番（黒澤 朗君） そのようにして関係各位と話し合いをしながら、内水害についての何とか計画を進めていただきたいと思います。

河川の氾濫や様々な要因で発生する水害については国や県の管轄にあると思われませんが、内水害については町の問題になるのではないかと思います。内水害のハザードマップを把握するのはもちろんですけれども、それ以前の対策はまだまだ不十分だと思います。毎回毎回想定外の雨量が降ったということで町民に説明しても、町民は、何ていうか、町民には響かないと思います。うちのこの堀が毎回氾濫するんだとかと、常々いろんな町民の方から言われます。それを何とかしてくれという要望がございますので、毎年、毎年度、予算を確保して、何か年か計画で行う必要があると思われま。そういった計画が現在町にあるのか、ないのか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（岩淵 明君） お答えいたします。

まず、下水道の話になりますが、下水道は、現在、防災安全交付金という国の交付金をもらって排水路の整備をしている、そういう状況でございますので、ある程度年次の中で予算を要求しながら進めてまいります。それで、今進めています田町裏の水路につきまして、当初予算の説明でもしておりますが、おおよそ5年で108号、公民館の前から旧消防署までは進める、そこまでの年次計画は立てて今進めようとしているところでございます。それ以降につきましては、まだ今のところは立っていない状況ではございます。

○議長（後藤洋一君） 1 番黒澤 朗君。

○1 番（黒澤 朗君） 町は、公民館のほうは5年でやるということですね。やはりその先も切れ目のない計画を町としては継続していただきたいと思います。

最後に、町長は常々、町民の生命と財産を守るとしてありますが、今後、国の施策等も活用した数値目標を織り込んだ計画をするべきではないかと思われま。町民の災害時の避難計画も大切ですが、ハード面において、先ほど所信表明でもございましたが、流域治水なども検討し、水害のない安心して暮らせる町にすることが、計画が必要だと思われま。町長の所感をお聞きいたします。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） いずれにしても、先ほど来、質問者の質問に沿って排水路整備あるいはしゅんせつなども言っておりますが、なかなか予算の関係で、財源の関係で細切れな対応となっております。特に大雨の際に排水、タイムリーに排水あるいはしゅんせつ整備されたところはよろしいのでありますが、そうすると、雨でございますから、その上流とか、あるいはその下流とか、様々違った面で新たに内水の排水の必要性が迫られております。言ってみれば、金があれば全部やりたいんですけれども、なかなかそういうわけにいかないということでありますので、質問者は流域治水ということはありませんけれども、田んぼとか、あるいはため池とか、そういったような場所、あるいは上流のダムとか、そういったようなところで、やはり時間差的に、計

画的に、まずは内水を起こさないように排水が起きるように、排水がスムーズに起こるように、各流域において、多分少しずつ完成されてくると思いますけれども、流域治水というのはそういった中で、関係者の総合的な意思の疎通の中で排水、川に流す時間差を求めたり、あるいは量を求めたりしてやって、少しでも排水が引くようにしてやるのがまず得策なのかなと思っております。それが、逆に連絡が取れかねますと、田んぼダムでありまして、一番放水してほしくない時期に放水されると今度は逆効果もございまして、そういったようなことをしっかり見極めながら連絡を取ってやらなければならないと思っております。例えば、大崎市などで田んぼダムを先行して頑張っておりますけれども、そういった中で、まずは鳴子ダム等々の事前放水、そして、その量によって、次、田んぼダムから流す時間が下流との各連携を取りながらやるということが大事と、既存の排水能力をやはり最大限に利用しながら、少しでも被害が最小になるようにしていきたいなど、そう思っております。先ほど所信表明でもありましたけれども、こういったような連絡を取り合って、そして、人がしっかりと意思疎通のできるような形で、いわゆる関係人口の増加というのはそういうことをイメージしましたけれども、そういったような人との交流を深めながら流域治水というものを考えていくのが今のところは現実的であろうと、そのように思っております。その上で、更にどうしても内水排水が必要なところは、やはり重点的にやるということが大事だろうと思っております。下町地区におきましても、もしかかなうのであれば、調整池、あれに対する水がスムーズにはけるように、本当は能力の高い排水ポンプをつければいいんですが、また、西区においても、300ミリ程度でいいから何か強制排水するという、そういうような方法も今後考えていながら、少しでも既存の水路を有効活用していければいいなど、私はそのように感じております。

○議長（後藤洋一君） 1番黒澤 朗君。

○1番（黒澤 朗君） 先日、所管のときに内水のハザードマップというのも渡されたんだけど、これを作ることが最終点ではないので、今後こういういろいろな箇所を解決する方法を役所としての知恵で何とかしていただきたいと思っております。

今後、議会とも協力しながらそういう会議を重ねて、町民の安心して生活できる場を、町をつくってまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

終わります。

○議長（後藤洋一君） ご苦労さまでした。

それでは、引き続き一般質問を行います。

5番稲葉 定君、一般質問席へ登壇願います。

〔5番 稲葉 定君登壇〕

○5番（稲葉 定君） 5番稲葉でございます。

通告に従いまして、一般質問を行ってまいります。

それでは、大きい第1番でございます。

現在の社団法人涌谷町地域振興公社は、前身の同盟の任意団体の事業所であったと認識しておりますが、涌谷町及び町長部局にとってどのような位置付けであるのか。また、これまでお互いの事情の変遷の中でも振興公社を、いわゆる切ることなく続いてきたことはどのようなことなのか。疑問が次々湧いてきます。

そこで、この際それらを明らかにしたいと考えました。

まずは、(1)番目の1月会議において、結果は可決された損害賠償のことになりますが、今後同様のことがあった場合には再び町の予算から出費とするのかを伺います。

(2)番、現在、振興公社は増員していると思いますけれども、増員して何をしているのか。一度、記念事業だという質疑がありましたけれども、実際には何をしているのか。そして、その成果はどうかを伺います。

(3)番、振興公社の役割は終わったのではないかと疑問が湧きましたので、それを伺います。

○議長(後藤洋一君) 町長、登壇願います。

[町長 遠藤積雄君登壇]

○町長(遠藤積雄君) それでは、大綱の1番の涌谷町地域振興公社は町にとってどういう位置付けなのかということをごさいます、まず、1点目の1月議会の事案のようなことが起きれば再度肩代わり賠償するのかについてでございます。

涌谷町地域振興公社につきましては、一般社団法人となり、涌谷町におきましては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律によりまして、同公社の社員となっております。社員として必要な措置は今後も必要と考えておりますので、場合によっては負担することもあり得るものと考えております。

次に、2点目でございますが、現在のこの振興公社は増員して何をしているのかでございますけれども、地域振興公社の職員については、昨年度と比較すると27名の減少となっております。パートも含め6名での運営を現在行っているところでございますが、減少の理由といたしましては、ご存じのとおり、今年度からわくや天平の湯及び研修館の指定管理が他事業者となったことに伴い減少したものでございます。確かに、主たる勤務先が天平ろまん館であった職員数においては、令和4年度は4名であったものが今年度は6名と職員数が増加しているように見えるのでございますけれども、令和4年度につきましては、天平の湯を主とした勤務先をしつつも、天平ろまん館の指定管理業務へ従事していた、いわゆる兼務職員もございました。令和5年度につきましては、天平ろまん館の指定管理及び、次の質問にも関わってまいります、その他の事業として、地域振興公社の事業を展開する上で必要最低限の職員数であると認識しておりますので、ご理解をいただければと考えております。

次に、3点目のこの公社の役割は終了したのではないかとございますけれども、公社の定款では、公共施設の管理運営委託事業は業務のうちの一つでしかございません。他に各種イベントの企画、地域製品の企画、製造販売、これに付帯関連する事業と役割は大きいものと考えております。現在この部分が見えにくいものとなっておりますので、質問者のようにやはり疑問を持たれる方が多いものと私自身も思っております。今後は、指定管理を受託しながらも、日本遺産を活用したイベント等のPR活動による関係人口の獲得など、組織の名称にあるとおり、地域振興の役割を期待するものでございます。

以上でございます。

○議長(後藤洋一君) 5番稲葉 定君。

○5番(稲葉 定君) ただいま町長から第1回目の答弁ございましたけれども、地域振興公社は、町もいわゆる社員なんだということなんですけれども、私が考えるのは、一般社団法人地域振興公社は一私企業、私企業の一私企業だと思います。それに対して、この設立目的にもあったんです。町長は見えにくいんだと言いますが、見えにくいんじゃないかと、してこなかったんだと、私はそう認識しております。

再び、出費するののかということに戻りますけれども、前回、1月会議のときに、いわゆるこの企業は一円も責任を果たしていません。町が100%責任を持ったというか。どう考えても私にはそれは納得できなかった。当然そのときにも反対はしたんですけれども、納得できるものではありません。免責全然ゼロだということは、責任を果たしていないということは、一般社団法人涌谷町地域振興公社は信用力ゼロなんです。何でそういうゼロの公社を涌谷町は保護していくのか、それが私には理解できない。どうしてなんでしょう。それを再度伺いたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） 質問者の言っていることは、よくその心情というものを理解しておりますけれども、地域振興公社、一般社団法人になる前もそうですし、特に一般社団法人になるとき、立ち上げるときに、何の資金もないままに立てている。そもそもその辺あたりの立ち上げが大いに不備があると、私はそのように思っております。ただ、町との関わりを見ますと、やはり社団法人になる前は非常に収入も多く、町に寄附をするというようなこともございました。そういったようなときに先を見る、当時の執行者に対して失礼ではございますが、先を見るのであれば、しっかりとその資金運用、内部留保とか様々な形になると思いますけれども、資金をしっかりと手元に残して、そして、何かあってもそれを資金として活用できる、いわゆる本物の法人ではなくても一つの大きな企業として成り立つようにしてやるのが町の責任であったらうと、そのように思っております。ですから、そういったような不備な町との関わり合いを持って、私は町の責任であり、その責任を私が受け継いでいるという感覚を持って、責任は町にあると、この前の質問のときは申し上げました。

本来であれば、せつかく社団法人になるのであれば、やはりそれぞれの資金を持ち寄って、しっかりとした企業運営ができますようにしてやるのが本当の意味での、本来の社団法人としての公社であろうと、そういうふうに思っております。それをなされてこなかったというのが非常に残念であり、それが質問者の疑問にもつながっているものと思っておりますが、これは、もともと公社は様々なイベントの企画とか、いわゆる今必要とされております観光産業等々で、あるいは、先ほど所信表明で申し上げました農商工連携の中で、しっかりとした新製品の開発とか、あるいは売れるものの開発とか、町の活性化とか、それが本来の執行者の在り方であったはずでございますが、その部分は何ら町に寄与した形跡がございませんでした。それがいつの間にか、一つにありますけれども、そういった今で言う指定管理を受けることもでき得るところが特化した形が現在の公社であろうと。私はこういう事態でございますので、本来の公社の設立目的に沿った形に戻って、そして、その原点を大いに、フルにその目的を達成するように頑張りたいなと、そのように思っております。

○議長（後藤洋一君） 5番稲葉 定君。

○5番（稲葉 定君） 一般社団法人の限界というか、やっぱり設立した何年も前のことを言って申し訳ないんですけども、設立したときに、これは責任ない法人ですよと申し上げた、当時。やっぱり今でも責任ないんですよ、地域振興公社は。責任ないのはどうなのかなと。いや、町長は一生懸命弁護するんだけど、責任ない法人ってどうなのかなと。私は一町民としても、こうしては受け入れることはできません、これは。まあ、それはそれで、受け入れることができないのは仕方ないんですけども、つまりあとは……つまりじゃなくて、2番目の振興公社は増員して何をしているのかということで、それも答弁いただいたんですけれども、結局こ

れはいわゆる失業対策であって、中身は後付けで、今の答弁なんか、さっきの答弁でも中身は後付けのことであって、ただの失業対策だったような気も、私にはそう見える。何で町はその失業対策まで、その人件費を出してまでしなきゃいけないのかと。私の見方が間違っているんだったら、おまえの、あんた間違っていると言ってもらって構わないんだけど、それを何か違う力が働いているんじゃないかと、何かどこかに意図的なものがあるんじゃないかと、そう思うんですけれども、それは私の見方が間違っているのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） それでは、お答えいたします。

先ほど町長が答弁したとおり、令和4年度中には4人の専業従事職員とパート2人で、令和5年度になってから6人になっていますけれども、令和4年度中については、天平の湯とろまん館兼業の職員がいたためにカウントとしては4名、職員としては4名のカウントしかなかったということになっております。今回、天平の湯が外れて天平ろまん館だけの指定管理ということで、兼業だった職員も天平ろまん館のほうに来て仕事をしているということになり、必要とされる人数であるということを考えております。

○議長（後藤洋一君） 5番稲葉 定君。

○5番（稲葉 定君） 小さいこといろいろ言っても始まらないんだけど、兼業をしている方が3人も4人もいるのであれば今回の増員もまだ納得はいくんだけれども、兼業ってそんなにいたのかな。まあ、それはどうでもいいことなのかもしれないけれども、いわゆる私の思ったとおりでいいのかなと、失業対策だったのかなという。それはそういうことだと私は勝手に認識しております。

(3)番の振興公社の役割は終わったのではないかとという質問でございますけれども、今まで私がいろいろ述べた結果、私の考えは、いわゆるスクラップ・ビルドの考え方からは、今の振興公社が存続しているというのは程遠いんじゃないかと、そう思うのですけれども、それは違うんでしょうか。どうなんでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） お答えします。

何ていえばいいのか、現状やっている……現状というか、これまでやってきた公社の仕事というのは定款にのっとっているかということなんです、どうしても施設運営のほうに追われてしまって、そのほかに手つけることがなかなかできなかった。社員数も少なかったということもあり、ぎりぎりでやっていたということもあります。今回においては、その辺も見直しながら、できるだけ定款に沿って、地域振興という大義……大義というか、大題にのっとってやっていきたいということをお話しいただいております。

あと、先ほど職員の関係だったのですが、職員の兼業については、というか職員については、勤務体系が年中無休となって……勤務体制じゃない、営業体制が年中無休となっております。当然、社員、職員も休まなきゃならないというところでシフト体制をしいているので、兼業についても2人、3人ということで行っておりますというのを付け加えさせていただきます。

○議長（後藤洋一君） 5番稲葉 定君。

○5番（稲葉 定君） 年中無休といたって、天平ろまん館、毎日何人も必要ないわけで、4人いても2人いれば普通の日中の管理は間に合うんじゃないですか、私は間に合うと思うんですけれども。恐らく団体のお客さ

ん受入れの日なんていうのは決まっているので、そこに集中配置すればいいだけの話で、ちょっと詭弁というか、それに聞こえるんだけれども、違うのかな。

それで、定款どおりに今後はするんだとは言うんだけれども、今までしなかったのを何で急にできるようにできるのか、それもよく分からないんだけれども、そういうふうにしてやって、役割終わったんじゃないかということにもつながるんだけれども、このままいっても剰余金というのは残せるような営業成績も今のままじゃ、指定管理料3倍も出せばそれは営業成績上がるんだろうけれども、そういう無茶なことは町でもできないし、結局、貸付金の返済も100年たってもできないんじゃないかというか、もう経営の先がないというか、見えないというか、そういうことになっているので、貸付金のことまで考えたら、やはりさっき言ったスクラップ・アンド・ビルドじゃないけれども、一遍これは整理するほうが町民の方々も納得できるんじゃないかと思うんですけれども、そこまでは考えないでしょうか。どうでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） それでは、お答えいたします。

これまで公社さんをやってきてということになりますけれども、天平ろまん館に特化というか、一つの母体になるということで、日本遺産、観光PR、そういった面でもうやってくること自体が、もう定款に載っている事業の幅が広がっていくということにつながっていきますので、これは十分できることだと思っております。だからその辺、もっと幅を利かせていただいて、これまで以上に頑張ってくださいということと、あと、利益については、やはりなかなか指定管理ということで難しい面もあります。当然、利益上がれば指定管理料を下げるといっても出てきますので、その辺はちょっと指定管理の難しさもあるところですけども、前からお話ししていますように、貸付金については、今年度中に議会の皆様とお話をさせていながら、方向性について決めさせていただきたいなと思っております。

○議長（後藤洋一君） 5番稲葉 定君。

○5番（稲葉 定君） 貸付金、議会で相談するんだと。相談するということは、いわゆるただ帳消ししろということなのかというか、私は思うんですけれども、そういうの簡単に認められるわけじゃないですか。今までだって、天平の湯の指定管理受けていただいていた振興公社でも、とにかく町の一般会計から歯止めのない指定管理料の増額というか、一応理由では、燃料費上がりました、何かが、コロナで入場者数が少なくなりましたと、それはそれなりの理由はあるにしろ、歯止めのない増額というか、私はずっとそう思ってきました。ということは、何でしょうか、財政危機、財政再建やっている町のことをやっていることなんだろうかと、これと、いつもそう思ってまいりましたけれども、これからもそういった指定管理料の増額というか、それはあるんでしょうけれども、どうなんでしょうか、そういう歯止めというのは考えたことないんでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 指定管理料の増額につきましては、基本管理協定の中でもうたつてあるとおり、リスク分担ということで、これまで燃油高騰、あるいは……燃油高騰ですね、燃油高騰に係る分とか出す、増額してお認めしていただいた経緯がございます。今後もリスク分担に係っていくものについては、ご相談させていただくことになると思います。

○議長（後藤洋一君） 5番稲葉 定君。

○5番（稲葉 定君） リスク分担、それは何か突発的なことが起きたというときに、みんなが納得できるような理由があればいいんだけど、ちょっと私から言えば、何でも責任なく、何かちょっと出費多くなったから何でも町が負担するんだというか、そういうふうにはしか見えないんです。そこがすごく残念だったところです。これからそれが改善するとも私は思えないんですが、大体町の考えは、それは分かりました。ぜひ、今後は皆さんに、町民に分かるような仕事をさせていただいて、その内容を発信していただいて、少なくとも金食い虫じゃないんだと、言葉悪いんだけど、金食い虫じゃないんだというところを見せていただきたいと思います。

町長のこの辺少し所信というか承りまして、第1問を終わりたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） 質問者が言っていることは本当に分かります。ある意味、私の気持ちを代弁しているような感じもしますが、そういった中で今後に求めるというのは、やはり公社本来の目的に沿った活動をしてほしいということが一番でございます。様々な事業を、施設を指定管理をしていただくのも事業目的にありますので、それはそれでいいんですけれども、やはり企画開発とか、そういったようなもの、今一番町が求めているというのはまさにその部分でございます。日本遺産にしても、やはり多くの人たちにこの涌谷を見ていただく。そして、涌谷だけでなく、面的にほかの地域を見ていただくときに、涌谷の特徴は何かというものを、地場産品の開発とか、そういったようなものを意識していただく。その部分にお金をつぎ込んで、そして、やはりこういうような新しいお土産を開発したとか、様々な人が来ていただくような企画したというのであれば、多分町民の皆さんも納得するということだと思います。ですから、私が求めるのは、本来でありました地域振興公社の事業目的に沿った形になっていただきたいということでございます。なっていたかなければ質問者と全く同じ気持ちに私自身もなるとお思いますので、しっかりと踏ん張って、公社本来の仕事をしていただきたいなと、私もそのように思っております。

○議長（後藤洋一君） 5番稲葉 定君。

○5番（稲葉 定君） それでは、大きい第2番目ですか、2問目の質問をさせていただきます。

庁舎の2階に女性トイレを整備すべきだということでございます。また、併せてバリアフリー化を進めるべきではないかということでございます。

このトイレのことは何度か問題提起があったかもしれませんが、財政難などを理由にずっと後送りになってきたことであります。特に最近、コロナ禍と財政危機宣言後の期間は全く議論の対象にすらなっていませんでした。しかし、いつまでも女性トイレの設置に後ろ向きでは、今の社会状況から許されることではないはずであります。そこで町長の考えを尋ねます。

○議長（後藤洋一君） 1番と2番、よろしいんですか、一緒に。

○5番（稲葉 定君） すみません。

○議長（後藤洋一君） 質問してから。

○5番（稲葉 定君） はい。今のは第1番です。

2番は、バリアフリー化を進めることとはということで、女性トイレと大体これは一緒に考えてもいいんだけど、バリアフリー化にも古い庁舎なのでなっていません。トイレの整備とバリアフリー化を一緒に進めるということで、1番、2番、大体一緒になってしまうんだけど、バリアフリー化についても同様にお尋ねし

ます。

○議長（後藤洋一君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） 大綱2番の庁舎の2階に女性トイレを、また、バリアフリー化も併せて進めてはというご質問でございます。

1点目の財政難を理由に女性用トイレの設置に後ろ向きでは世界標準から周回遅れと言われるがとご質問でございますが、労働安全衛生規則第628条により、事業者が設ける女性用トイレの数は、同時に就業する女性労働者が20人以内ごとに1個以上とすることが定められております。現在、本庁舎女性職員20名に対し2基、西庁舎女性職員6名対し3基、北庁舎女性職員2名に対し1基のトイレが設置されており、法定数は満たされている状況でございます。

一方で、来客への対応、町民サービス向上の観点から、2階への女性用トイレの設置については検討が必要ですが、同時に設置場所と費用の問題も重要でございます。本庁舎2階におきましては、現在、男性用トイレに隣接している物品庫を改修することが考えられます。西庁舎においては、男性用トイレに近接している流しを改修することが考えられます。いずれの場所も、排水、汚水を流す管の増設が必要で、構造的にも新設が可能であるか調査が必要になり、議会事務局においても新たに流しを新設する必要が生じてまいります。これらのことから、見積りを徴してはありませんが、費用が大幅に必要と考えられます。

法律上の要件は満たしておりますが、今後、町民サービス向上、費用、設置場所等の観点から、できるものから対応し、検討していきたいと思っております。

2点目の庁舎の建て替えは我慢しても、バリアフリー化は進めないといけないのではとご質問でございますが、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、バリアフリー法により、官公署を含む特別特定建築物においては、2,000平米以上の新築、増築、改築又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への適合義務が課されております。涌谷町役場においては、法律の制定前から存在していた建物であり、この法律に適合するよう改修することは義務ではございません。

しかし、一方で、障害のある方への対応、町民サービス向上の観点から、バリアフリー化については検討が必要であります。バリアフリー法に規定されている建築物移動等円滑化基準に基づきまして、車椅子を使用する方や体が不自由な方などに対し、現状の建物の構造や設備の中で可能な限り配慮してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（後藤洋一君） 5番稲葉 定君。

○5番（稲葉 定君） 国では、女性の社会進出というか、それを進めているわけで、当議会にも女性1人が誕生したことは、またそういった議論に前向きにならないといけないということがよく分かるわけなんですけれども、費用がかかるということは、今もやっぱり答弁にはございました。これは当然、新設するというか、増設するというか、そういうことに費用がかからないわけがない、必ずかかる。特に、何で今やるんだということは、町長も所信表明なんかでも申しましたように、財政危機宣言発出してから、それを、いわゆるそれを脱出できるめどがついた、そういったことでございますので、やっぱりこういったチャンス、町長も2期目のちょ

うど町民からの負託が出たばかりだとか、今はそういったチャンスじゃないかと思ったのでこの質問を私しているわけなんですけれども、ぜひ、そういった女性トイレは設置して、皆さんの、女性の方々の悩みを払拭できるような、そういったことに前向きになっていただきたいと、そう思います。

計画は今恐らくないんでしょうね。ちょっとそれを伺います。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） 女性トイレの再質問でございますけれども、この女性トイレにつきましては、恥ずかしながら、私が、みさ子議員さんが登庁されてからさきの町長に質問したことでございます。そういったそのときの答弁は、その場所が見つからないということでございました。やはりその後も気にしておりましたけれども、場所がまず難しい。今回も流し場を改良してはということがございましたし、それから、男子トイレと今の状況の中で併設するとどうなのかということもございましたので、それは確かに間取りというのは大事なかなと思いますけれども、やはりこれも様々な言い訳は私はしたくはないんです。やっぱり女性トイレというか、今、10個あれば7個を女性トイレに下さいという話もございます。そういった中で、少ないと言われる自体が非常にまずいということで、ですから、特に、議会等におきましては傍聴される方もいらっしゃいますし、そういったようなときに大変不便をかけているのではないかと、その後もずっと気にしておりました。何とか、全部とは申し上げることはできませんけれども、早く優先順位を決めて、女子トイレを新たに設置するという事はやはり大事なことだと思っておりますので、現在、もちろん計画がない中での発言でございますけれども、ただ、これは必要ではないのかなと私自身思っておりますので、何とかこの議会棟において女子トイレを少しでも増やしたいなど、そのように考えております。

○議長（後藤洋一君） 5番稲葉 定君。

○5番（稲葉 定君） 町長の一応前向きな答弁をいただいたわけですが、今の庁舎内を改造するという、改造だけが方法じゃなくて、いわゆる外付けでつけるという工事だってあるはずですが、それは、これからいろんな検討すれば、そういったことも恐らく業者のところなんかのいろんな話合いの中でそういうこともあるのかなということ出てくるはず。もう外付けというか、それはできるはずだと思います。排水だって、それは考えれば幾らでも、私も排水のことも考えれば、それは外に出したり、中に出したりとか、水は流れりゃいいんだからできるはずですが。ぜひそれを検討して、前向きに、一日でも早く女子トイレを整備して、女性の方なども安心して議会にも出ていただきたいと思えますし、職員の方々、女性職員の方々も安心して仕事に打ち込めるんじゃないかと思えます。再度、事務方のほうの方々もそういったことをこれから考えてほしいと思えますが、総務課長、そういったことの考えはないでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 先ほど町長からも、設置については前向きだということでありましたので、今後、予算なり、いろんな形で検討させていただければと思います。

○議長（後藤洋一君） 5番稲葉 定君。

○5番（稲葉 定君） 先ほど、(2)番のバリアフリー化なんですけれども、これも究極は1・2階の往復のエレベーターなんだろうけれども、それも金額はかなり必要だと思うんですけれども、それ以前に何かできることがあるのかないのかも一応検討してみて、バリアフリー化を進めると、2階にも総務課、企画財政課ある

わけで、そこに用事のある、例えば、用事のある車椅子の人が来たら自分で上に上がることできないわけで、近くの職員に声をかけろといったって、なかなかそういったことがいちいちかけづらいと思います。それで、それもぜひバリアフリー化の検討をお願いしたいなと思うんですけども、それも一日も早くできれば一番いいんですけども、どういうお考えなのかを伺いたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 庁舎のバリアフリー化でございますが、庁舎、本庁舎自体も、もう築60年という形になりますので、なかなか庁舎のいろんな改造をした上でのバリアフリーは難しいところでもございます。実際、エレベーターの設置、あるいは、それ以外の方法はあるのかというところで、具体的な見積りは今回取ってはおりませんが、多額のやはり費用がかかることは見受けられるところでございます。

今回、2階に現在は本庁舎であれば企画財政課あるいは総務課がございしますが、国のほうでは、障害者差別解消法という形で、いろんな合理的配慮ということで事例集を作っておりまして、やはり、まず当然、2階に上がるすべを持たない公共団体が持つ建物も非常に多いというところもございします。そういったところの事例集でございまして、2階に上がれない場合はどうかというときには、1階で配慮ができるようにということで、2階の者が、職員の者が1階でそういう打合せができるようにとか、そういう運用をもって対応しているというのが指示されているのが今の実情でございします。

こちらのバリアフリーについても、やはり多額の費用というところもございしますので、今そういった運用面をもってきちんと障害者の方々にも対応できるような仕組みとして、また、涌谷町におきましても、定められております障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱の策定というのがございまして、そちらのほうにもそういった内容が記載されております。そういった運用をもって、町全体で障害者の方に寄り添う形で対応していきたいと、そういう運用をもって対応したいと思っております。

以上です。

○議長（後藤洋一君） 5番稲葉 定君。

○5番（稲葉 定君） バリアフリーも今の社会的な流れというか、そういったことから、放置しておいては涌谷町が笑われるというか、そういったことになりますので、放置することなく、この問題は喫緊の課題だと捉えていただいて、早くみんなからそういった指摘などなされないような町になっていただきたいなと思います。庁舎全面的に、大崎市役所みたいに新しくできるのであればそれは簡単なんだけれども、これは大崎市のことであって、涌谷町は大崎市ではありませんので、単独で何かいい方策を考えていくしかありませんので、各担当課も、町長も、前向きにいろいろ検討していただいて、早くついたバリアをなくすような、バリアフリーになるような努力をしていただきたいなと思います。

最後に、何かそれに付け足す答弁ございましたら、それを伺いまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） バリアフリー、ずっとお金のことばかり頭にあると、次々と対応できることを考えるわけでございますけれども、バリアフリーということになりますとなかなか難しい面がございしますけれども、大きいバリアを小さくするということは可能だと思っております。例えば、この庁舎、手すりがございますけれども、片側にしかございませぬ。やはり両側に、途中取っても、手すりがあると全く違います。これは私が足を

手術する前、今現在もそうですけれども、非常に手すりの、上ってから手すりがないとすごく不安を感じました。ですから、やれるところはすぐやるというのが大事なのかなと、そのように思っておりますので、まずはそういったような手すり、公民館にも登壇するときにつけましたけれども、よく見えていますと、やはり高齢者の方は壁に手をやると、そういうところも見逃さないようにして、まずはその手すり、すぐるところをつけて、バリアを小さくする努力も必要かと思っておりますので、そういったすぐやれる努力はさせていただきたいと思っております。（「終わります」と言う人あり）

○議長（後藤洋一君） ご苦労さまでした。

ここで休憩いたします。再開は2時15分いたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時15分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

〔教育長退席〕

○議長（後藤洋一君） 再開いたします。

8番久 勉君、一般質問席へ登壇願います。

〔8番 久 勉君登壇〕

○8番（久 勉君） 8番久です。

さきに通告しておいた件について質問をいたします。

子育て支援の更なる充実をということで、高校3年生以下の子供を持つ家庭で、賃貸住宅に入居している世帯へ家賃の補助制度の確立を。1人子供世帯へは2万円、子供が2人以上の世帯へは3万円とするということの制度を創設してはいかがでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） 大綱の1番でございます。子育て支援の更なる充実について。

1点目の高校3年生以下の子供を持つ家庭で、賃貸住宅に入居している世帯へ家賃の補助制度の確立をというご質問でございますが、私も所信表明したとおり、子育て支援の更なる充実を図り、涌谷町への移住・定住につなげたい、人口減少に歯止めをかけたいという思いを持っております。

ご提案いただきました補助制度は、賃貸住宅にお住まいの子育て世帯の経済的負担の軽減になり、移住・定住につながる可能性もあると思われれます。しかしながら、令和5年5月現在、高校生以下の子供のいる世帯が969世帯、うち住民基本台帳で賃貸住宅と確認できる世帯にお住まいの家庭は153世帯で、高校生以下の子供のいる世帯全体から見ますと約16%という状況でございます。賃貸住宅にお住まいの世帯とそうでない世帯への支援策に格差が生まれる状況になることから、家賃補助制度創設については、慎重に判断する必要があると考えております。

これまで涌谷町で行ってきた様々な子育て支援策を継続、発展させつつ、久議員からご提案いただきましたよ

うな経済的支援策や、子育て世帯、あるいはこれから結婚や出産を考える若い人たちの意見も参考にいたしながら、涌谷に住む子供たちがひとしく健やかに成長していけるような施策を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（後藤洋一君） 8番久 勉君。

○8番（久 勉君） 第5次涌谷町総合計画の3-2、若者の移住・定住支援というところで、若者の定住の支援とうたって、そこへ③で若者向け公営住宅建設の調査実施とうたっていましたが、今まで調査されたのでしょうか。何かされたという、聞いたことがないのでできていないのかなと思います。

それと、先日テレビに出た大和町では、子育て支援住宅というのを造ってしまして、四つの地区、部落に合計39戸、現在入居している人たちは37世帯。これの特徴は、家賃が3LDKで4万2,000円、駐車場代も含めてですけれども4万2,000円と。大和の3LDKの平均家賃が、賃貸の家賃が大体6万ぐらいということですから、それと比較すると格安となっている。ただ、一つの部落は、ちょっと山の麓のほうで雪が多くて、そして近くにスーパーもないということで、町の中心部に来て買物しなければならないというところは、その地域だけ4万2,000円じゃなくて3万2,000円と安くしているということでした。

町長、さっき施政方針でと言いましたけれども、今日の所信表明の中にも、3ページで、現在、少子高齢化が進み、全国的に出生数の減少には歯止めがかからないまま云々と書いて、結びとして、町といたしまして、人口減少対策や少子化対策はこれからの重要な政策課題と捉えておりますとうたっていて、そして、次ページに行くと、中段ですけれども、また、このような動きがある中で、若い世代の皆様が子育てをしながら働ける環境づくりが少子化対策云々とありまして、これも結びは、子育て支援の更なる充実を図り、多くの方々に対する涌谷町への移住・定住の機会につなげていきたい、人口減少に歯止めをかけたいと考えております。

これ、両方読んでみて、休憩のときに10番議員から質問があったと思うんですけれども、イメージが湧かないんです。ただ重要な政策課題と捉えておりますと。じゃあ、重要な課題と考えているんだったら、解決策は何なのというのが全然うたわれていない。また、後者のほうの、人口減少に歯止めをかけたいと考えております。考えるんじゃなくて行動を起こすことが町長の仕事じゃないですか。頭の中で何を考えても、実践しなければ町民サービスにはつながらないと思いますけれども、その辺はどう考えているのかということをお願いします。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） 所信表明でございますから、具体的なものを、大きなものでも書き添えれば分かりやすいのかなと思いますけれども、例えば、先ほど16%の方、全体の子育て世帯の16%の方が質問者のいう対象になっているということでございます。そういった中で、例えば、私としては、国でやっている子育て給付金の上乗せ、その効果を見ながら、2年あるいは3年の時限事業の中で様子を見るとか、あるいは、これまで若いお母さん方の話を伺いますと、出産時の一時金というのは非常にありがたかったというようなことがございます。ですから、こういったような方々をまずは集まっていたいただきながら、どうしたらタイムリーな子育て支援策、あるいは、ひいては人口、多子化に向けた町の事業というものが組めるのかなと、そういったようなものを私の中では考えております。あるいは保育の問題であります。これまで延長保育やっておりますけれども、更なる時間的な延長、あるいは弱い子供さんに対する病的な保育とか、そういったようなものがどのように評

働かれて、事業に結びつけていったらよいのかなということも考えております。そういったようなことは、まずは、受益者であります若い世代の方々がどのような受け止め方をするかというものを具体的に探っていきたいなと思っております。

○議長（後藤洋一君） ちょっと、先ほど公営住宅の実施調査とか、子育て支援住宅を造ったことに対する質問に対してはどうしますか。企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） お答えいたします。

総合計画の前期計画のほうでは、若者向け公営住宅建設の実施調査ということで載せておりました。こちら後期計画に変更する段階で検討結果が出ております。地域活性化住宅の検討をしたものの、やはり公営住宅退去後は民間建て売り住宅への転居が多いとか、地域優良住宅で実施する場合には建築まで数年を要するなどのデメリットがあるため、一部修正し、後期計画では、若者定住策として……違う、失礼いたしました。民間資金を活用した定住支援ということに名称を……失礼、すみません、間違っています。失礼しました。後期計画では若者……こっちだな、こっちだ、こっちだ。後期計画では……。

○議長（後藤洋一君） ゆっくりでいいよ、ゆっくり。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 民間資金を活用した若者向け住宅の調査実施ということで、現在、計画のほうを進行させていただいております。

○議長（後藤洋一君） いいですか。8番久 勉君。

○8番（久 勉君） 何かよく分からない説明なんだけれども。調査したの、しないの。

それから、やっぱり大和は、結局その住宅を造って貸すと。ただ、町でその住宅を造ることができなければ、民間の住宅を活用するということで補助制度の創設をとということなんですけれども、財源としては、公営住宅の使用料と言っているんですか、それが年間3,000万ぐらい入るわけですから、財源がないわけではないわけですので、ぜひこの辺を照らし合わせて、町長、16%だから、そうでない世帯へはどうするんだということなんですけれども、それはまた別のことを考えればいいことであって、確かに預かり保育であるとか、そういったのも全幼稚園でやるようになって、利用率を見ればかなり高い数字で、子育て支援の応援はそういう点では涌谷町はきちんとしていると思いますので、それらを更に推し進めるために新しい制度を創設をとということですので、十分検討されて、実現に向けてほしいと思います。

○議長（後藤洋一君） 町長ですか。町長に。

○8番（久 勉君） はい。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） 今、16%の方々に対してそういったようなことをすると、片手落ちといいますか、一部だけの受益者と。それに比例した形の中でほかの対象となる方々を設定しながら、全体として、できるだけ健康に子育て支援対策を施すようにという質問に受け止めたけれども、そういったようなことも含めながら、総合的に、決して片手落ちでなくて、全体にそのような、全体として子育て支援対策を行っているという、いい意味でのイメージを発信できるように対策を取ればなど私も思っておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） 8番久 勉君。

○8番（久 勉君） それでは、2点目に参ります。

韓国との交流事業の復活をということで、小学生の交流事業が中止となっております。平成26年を最後に、東日本大震災あるいは福島原発の事故で、向こうの、当時聴いたときは、向こうの教育委員会とか学校側は実施してもいいのではないかとということだったんですけれども、何かPTAのほうからの強い反対で中止となっているということを伺ったんですけれども、そろそろ風評被害も払拭されてきていると思いますし、コロナも終息状況に向かっていますので、ぜひこれをまた復活させることはいかがでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） 大綱2番目の韓国との交流事業の復活をについてでございます。

小学生の交流事業が中止となっているが、復活してはとのご質問でございます。

小中学生の海外訪問の交流事業につきましては、小学校の海外訪問は平成26年度、中学生の海外訪問は平成29年度を最後に休止しております。しかし、昨年度には、涌谷町国際化協会の協力をいただいて、月将館小学校においてパラオ共和国のミュージズ小学校と、オンラインではありますが、交流を実施することができましたことは大変うれしく思っております。今後、拡大、拡充できればと考えております。

やはり私といたしましても、異文化を体験するということは子供の成長に非常に大きな影響をもたらすと考えられますので、現地を訪問する事業だけではなく、今できる最適な交流事業について検討してまいりたいと考えておりますが、交流には相手があることでございますので、交流先と交流再開の協議をしっかりと進めながら、そして、それをもって進めなければいけないと考えております。

以上でございます。

○議長（後藤洋一君） 8番久 勉君。

○8番（久 勉君） 町長の答弁のとおり、相手のあることですから、こちら側の一方的な思いだけでは実現は難しいと思いますけれども、誠意を見せて交渉に当たっていただきたいと思います。

それから、通告には書いていなかったんですけれども、国際交流で中学校のことが、今、町長の答弁にもありましたけれども、これも平成29年でその後行われていなくて、ただ、30年度、31年度とイングリッシュサマーキャンプというんですか、それを考えてやっていただいて、私もこれ現場見に行ったんですけれども、なかなかいい事業だなと思いましたので、ぜひこれも復活できるようお願いして、要望しまして、私の質問を終わりといたします。

○議長（後藤洋一君） 答弁はよろしいですね。

○8番（久 勉君） はい。

○議長（後藤洋一君） ご苦労さまでした。

それでは、引き続き一般質問に入ります。

4番佐々木みさ子君、一般質問席へ登壇願います。

〔4番 佐々木みさ子君登壇〕

○4番（佐々木みさ子君） それでは、4番佐々木みさ子です。

通告に従って、議長からお許しがあったので一般質問をさせていただきます。

質問項目といたしまして、涌谷スタジアム周辺の環境整備について。

パークゴルフは、1983年6月にグラウンドゴルフをヒントに発案され、老若男女誰もが気軽に一緒に楽しめるコミュニティスポーツです。公園で始めた遊びが全国で100万人を超え、当町でもプレーを楽しみ、大会など行われています。

要旨1番といたしまして、パークゴルフ場の維持・管理をどうするのか。今後の在り方を伺いたいと思います。

要旨2番として、現在サッカー場として使用している土地の用途は調整池となっていますが、用途変更は考えていないのか。また、維持・管理についてどう考えているか伺います。

それから、要旨3番なんですけれども、サッカーの練習、大会などが行われていますが、サッカー場として使用している場所の整備の考え方はあるのか伺います。

○議長（後藤洋一君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） 大綱1番の涌谷スタジアム周辺の環境整備についてでございます。

1点目のパークゴルフ場の維持・管理をどうするのか、今後の在り方を示せとの質問でございますが、パークゴルフ場につきましては、広く町民の皆様方に楽しんでいただけるよう無料で開放しているものでございます。

維持・管理についての質問でございますが、昨年度までは、利用している愛好家の皆様を中心となり、ボランティアで刈り込みをはじめとする維持・管理を行っていただいたところでございます。今年度におきましては、愛好家の皆様が主体的になっての維持・管理ができなくなり、生涯学習課職員が中心となっていくこととなった次第でございます。しかしながら、業務の合間に除草作業を行うものですから、常に最善の状態となっているとは言えない状態となっているのが実情でございます。今後につきましては、愛好家の皆様のご協力をお願いしつつ、維持・管理に努めてまいりたいと、そのように考えております。

2点目の現在使用しているサッカー場は調整池であるが、用途変更はしないのか、維持・管理についてどう考えるかとの質問でございますが、サッカー場につきましては、平成11年度に竣工した涌谷スタジアムを建築する際、平成8年2月に涌谷町運動広場基本計画を策定し、この計画に基づきまして多目的グラウンドとして整備した場所であります。用途上は調整池も兼ねているものでございます。この計画につきましては、現在のスタジアム、サッカー場及び駐車場部分の約5ヘクタールに及ぶ整備計画であり、宮城県の指導要綱では、1ヘクタール以上の開発行為が生じる際、一時的に雨水を貯留する防災調整池の設置が指導されている関係から、サッカー場と駐車場を防災調整池として設置されたものでございます。防災調整池としての用途変更につきましては、近年の異常気象により想定以上の大雨も予想されますことから、下流域の影響を考えますと、安易に用途変更はできないものと考えております。

維持・管理につきましては、主要団体である涌谷町サッカー協会、涌谷フットボールスポーツ少年団が中心となってゴールの設置等を行っており、除草作業につきましては、この二つのサッカー団体と生涯学習課職員が行うところでございます。今後につきましても、サッカー団体の協力を得ながら維持・管理を行い、常にサッカーができる場を提供してまいりたいと思っております。

3点目のサッカー場としての使用している場所の整備の考え方はあるのかとのご質問でございますが、現在のサッカー場は土を平たんにしただけのものであり、プレーする側にとって必ずしもよい条件とは言えません。

2点目の質問の答弁にもお答えいたしましたとおり、サッカー場は防災調整池も兼ねておりますことから、整備には関係機関との協議も必要になるものと思われます。

浦谷町内の体育館をはじめとする社会体育施設では、老朽化が進んでおり、まずは施設の耐震改修や大規模改修を検討してまいりたいと考えておりますので、サッカー場の整備については、いましばらくお時間を賜りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（後藤洋一君） 4番佐々木みさ子君。

○4番（佐々木みさ子君） 今の町長からのお答えの中にもあったんですけども、今まではパークゴルフ場の草刈りの整備は、パークゴルフ愛好会の方々がおのおの機械をそれぞれ持ち寄って行っていたのがやはり現状でございます。今のこの時期だと、最低でも月4回から5回は行っていたそうですが、体力的にもやはり負担が多くなり、今回愛好会が解散になり、今後パークゴルフ場の整備は、先ほど町長が言ったように、また愛好会でというふうに町長おっしゃいましたけれども、やはり、かなり次から次、愛好会の方々が組織をつくってやっても限界があるのではないかと思いますけれども、その辺に関してはいかがでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部雅裕君） パークゴルフ場につきましてお答えさせていただきたいと思います。

今、町長の答弁では、愛好会の方々に協力を得ながらということでお話しさせていただいたと思います。実際、今年に入りまして、私たちのほうで刈りを刈って、グリーンだけは愛好会の方々に刈っていただくと、整備をしていただくという形で数回行っております。今年度につきましては、このような形で、私どもと愛好会の方々と一緒になって整備のほうを、維持・管理のほうをしてまいりたいと考えております。

○議長（後藤洋一君） 4番佐々木みさ子君。

○4番（佐々木みさ子君） 今の課長からもご回答をいただきましたけれども、田尻地区公民館では、パークゴルフ場は田尻ほなみ委員会といって、地域づくり委員会が、ほなみ委員会というのは委員会がありまして、田尻地区の区長さんと地域住民15人で構成されているそうです。それで、田尻地区公民館のほなみ委員会が指定管理者となりまして、パークゴルフ場の管理整備は指定管理になっている公民館の職員が行っているそうです。今の時期は草の伸びもよく、週2回から3回行っているそうです。

それで、パークゴルフ場の利用者は1回100円、鍵のついた頑丈な料金箱に入れ、17時に公民館の方が回収しているそうです。営業日によって異なることもありますけれども、平均すると1日7,000円ぐらいにはなるということです。また、田尻のパークゴルフ場、野球グラウンドの近くには水洗トイレも整備されております。

現在、当町では、やはり先ほど課長が言ったように、公民館の職員の方が草刈りを、それから愛好会の方が草刈りと一緒にプレーするところとは言っていますけれども、職員にはかなりの負担がかかるのではないかと考えております。それで、例えば、民間業者の支援をいただくようなまた考えはないのかどうか、お伺いいたします。

○議長（後藤洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部雅裕君） お答えいたします。

民間業者に対しての依頼のほうの考え方はということですのでけれども、実際のところ、ちょっとスタジアムの

ほうを維持・管理していただいております会社さんのほうにちょっと相談はさせていただいているところがございます。

○議長（後藤洋一君） 4番佐々木みさ子君。

○4番（佐々木みさ子君） 非常事態宣言で、町長が所信表明でもおっしゃいましたけれども、かなりのもう一歩手前まで来ているということであったんですけれども、やはりあの周辺において、パークゴルフ場周辺に、もしかしたら簡易トイレは物すごい何か汚れているそうなので、今後スタジアムでの行事等があった場合は、女性のトイレが少ないんです。それで、もし、パークゴルフ場付近にトイレの計画も今後考えていくべきかとは思いますが、いかがでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部雅裕君） お答えいたします。

トイレの要望につきましては、以前から受けております。ただ、あの付近につきましては、パークゴルフ場付近にはちょっと下水の本管がないものですから、遠くイエローハットのほう、あっちのほうまで管を延ばさなくちゃいけないというところで、また、公共下水道区域になりますので、簡易水洗であったり、浄化槽の設置というのは、ちょっと法的に厳しいというようなお話を聴いておりますので、この辺につきましては、ちょっと関係課とちょっと相談させていただきたいと考えております。

○議長（後藤洋一君） 4番佐々木みさ子君。

○4番（佐々木みさ子君） すみません、通告というのにはトイレは入れていなくて申し訳ありません。トイレを。

○議長（後藤洋一君） よろしいですよ。

○4番（佐々木みさ子君） 申し訳ございません。

やはり今後、公共下水道のあれと接続するのというのがあるんですけれども、やはりあそこを利用する高齢者と、また、いろいろサッカーとかやっている、競技やっている方、いろんな意味で、あそこにはやはり将来的にはトイレも必要だと思うので、今、課長が言ったように、関係課とぜひ早めに相談していただいて、トイレもできれば造ったほうがいいかと思っておりますけれども。

それから、パークゴルフは、やはり皆さんおっしゃっているように、健康増進効果があって、田尻の方がおっしゃっていたんですけれども、ただ道路を散歩するよりも、みんなとプレーしながら歩くのがすごく楽しくて、うちの中のこととか一切そのときは頭はないんだよということをおっしゃっていました。それから、仲間ができるし、すごく温かい触れ合いのあるもので、明るいスポーツであり、医療費削減にも貢献していると思います。地域の活性化にも貢献していると思います。自然環境を有効利用し、環境保全にも効果的だと思いますので、いい意味での地域づくりを目指し、長く活用していくには、やはり整備費として、今後、料金設定の考えはないかどうかお伺いしたいのですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） 今、みさ子議員からお伺いしますと、田尻地区では、そういったような指定管理に耐えられる団体が立ち上がって、そして、そこに指定管理をしている。そういった中で、今度は第三者的に管理されているものですから会場使用料は1日7,000円ほどになるそうですが、使用料を頂くと。多分それがメンテナンスのほうにつながっていくのかなと思っておりますけれども、やはり、どっちが先かとなりますけれども、こ

ういったようなことは、やはり町として、まず、できるものは整備して、その上で料金発生というのをその時点からお願いしていくことが大事だろうと思っております。

簡易トイレは設置されてありますけれども、どこかの事業者が要らなくなったものを頂いて設置していると聞いておりますが、やはり今、公共下水が、本管が通っていないということでありますと合併浄化槽等の対応ということになってくると思いますが、どのような費用が発生して、それが本当にそれでいいのかということも検討しながら、やはり全面的なパークゴルフ場の再整備をする前に、そういったような周辺整備からしていくのが大事なのかなと、そのように思っておりますし、行ってみれば非常に楽しい競技で、やはりうちに引き籠もりなどさせないような、そういう有意義な時間、空間であると私も思っておりますので、やはり若者定住・移住ということもありますけれども、少なくともそういったようなことは、対応できるのであれば対応していきたいと思っております。総花的な形になりますけれども、やはりできるものはできる、できないものはできないとしながらも、やれるものはしっかりとやっていきたいなと、そのように考えております。

○議長（後藤洋一君） 4番佐々木みさ子君。

○4番（佐々木みさ子君） 職員の方が男性とかが多いときはいいんですけども、やはり草刈り作業とかになりますと、女性職員が例えば多かったときは、かなり今度は職員に負担が行くか、できなくなる可能性もあるかと思えます。やはり将来的には、あそこのパークゴルフ場を、多くの町民若しくは町外からも来ていますよね、そういう方に多く利用してもらえれば、地域のやはり活性化にもなると思えますので、やはり将来的には何らかの、僅かでも料金ももらって整備していくという方法が長い意味で、その愛好者が次から次とやってくれる、パークゴルフやってくれる方が愛好者といいますか、草刈りをやってもいいよという方がいればいいんですけども、やはり機械もなくちゃいけない、今までだと、ちょっと生産組合で使っていた大きい機械も持ってやっていたんです、愛好会の方は。それで、ある程度の時間節約もできました。それで、これから物すごい暑くなったときの草刈りとかがすごい大変だということも愛好会の方は言っていたので、やはり今後そういう方向で料金設定といいますか、多少のそういうのとか、あとは民間業者の支援をいただきながらパークゴルフ場を整備をしていくというのは今後のためにもなるかと思えます。いかがでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部雅裕君） 除草についてご心配もしていただきまして、大変ありがとうございます。

それで、民間業者につきましても、やっぱり来年も今と同じ人員体制とも限りませんので、業者さんのほうにはちょっと相談していきたいと考えております。

○議長（後藤洋一君） 4番佐々木みさ子君。

○4番（佐々木みさ子君） それでは、次に移ります。

サッカー場として、やはり地目変更は無理だということを町長からお話いただきました。防災用としての調整池であって、やはり開発許可申請に伴い調整池の設置義務があったということを町長からお話ありました。やはり調整池とは、開発に伴って失われた保水機能を補うため、雨水の流出量を調整することによって洪水被害の発生を防止するおそれがあるとあります。

先ほど町長がおっしゃったように、今パークゴルフ場と駐車場の間に隣にある土地は、やはりあそこもスタジアムよりも低くなっていると思うんですけども、あそこも調整池にはなっているのでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部雅裕君） 給食センターの前の土地のことでよろしいですか。

○4番（佐々木みさ子君） じゃなくて、駐車場がありますよね、グラウンドの駐車場。あその隣にあるのもやはり調整池というふうに解釈してよろしいんですか、防災用の。パークゴルフ場とのちょうど間といたしますか、駐車場、グラウンドの。

○議長（後藤洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部雅裕君） おっしゃっている場所、フェンスで囲まれた、サブグラウンドと通常我々が呼んでいる土地のことかと思えます。あそこにつきましては、平成の1桁台だと思うんですけども、今の公民館を生涯学習センターなるものを建設しようというような計画があった際、そして、あと今の給食センター、その含めた計画があった際に、調整池として位置付けられている部分になります。実際あのパークゴルフ場よりも1段低くなっておりますし、あと給食センターの前の土地も調整池として1段低くなっておる状態となっております。

○議長（後藤洋一君） 4番佐々木みさ子君。

○4番（佐々木みさ子君） それでは、調整池をほかの用途に利用しても問題ないのかどうかと、それから、近隣のやはりグラウンドとか、サッカー場を持っている地域っていっぱいありますよね。そういうところも、やはりこういう調整池というのはどうなっているのかお伺いします。

○議長（後藤洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部雅裕君） 近隣と申しますと、近隣の市とか町とかという考え方になりますか。

1ヘクタール以上の開発が伴えば、それに開発行為の許可申請を行うことになりますので、防災調整池の設置の指導が入るかと思われまますので、ちょっと実際のところよく分かりませんが、それなりに設置はされておるかと思えます。

○議長（後藤洋一君） 4番佐々木みさ子君。

○4番（佐々木みさ子君） それでは、宮城県のサッカー場、サッカースタジアムといたしますか、市区町村一覧に涌谷町のサッカー場が載っていますよね。イコール……調整池、防災調整池イコール当町ではサッカー場と捉えていいのでしょうか、そこをお聴きしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部雅裕君） 聴いたところによりますと、サッカー場としての位置付けは、サッカー協会か、たしかその上部団体のほうに届出する際に、あそこはサッカー場だよという形でエントリーしたような話を聞いたことございます。先ほど町長申し上げました運動公園の整備計画の際につきましては、多目的グラウンドという名称で整備計画を行っておりまして、そこを防災調整池としても兼ねているというふうな形になっております。

○議長（後藤洋一君） 4番佐々木みさ子君。

○4番（佐々木みさ子君） では、防災調整池と位置付けても、もちろんサッカー場としての多目的という感じで使っても、多目的広場として使っても、全然、何ていうんですか、その設置義務には問題がないというふうに捉えてよろしいわけですよね。よろしいわけです。

○議長（後藤洋一君） どうなんですか。生涯学習課長。あそこでサッカーできるんですか。サッカーできるんですか、あそこで。ああ、私が言うんで……。

○生涯学習課長（阿部雅裕君） 防災調整池としての機能が果たせれば、サッカー場として使用は可能と考えております。

○議長（後藤洋一君） 4番佐々木みさ子君。

○4番（佐々木みさ子君） それでは、サッカー場として使って、防災調整池でも機能すればとありますけれども、サッカーをするには、やはりグラウンドのコンディションがよくなければサッカーをする人たちはすごく、何ていうんですか、けがをしたり、故障の原因となるような土ですよ、そういうふうな位置付けであれば。だから、できれば、例えば、今、防災の調整池であるということは、サッカーとかやりやすいように暗渠とかはもちろんできるんでしょうか、排水をよくするために。

○議長（後藤洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部雅裕君） その点の整備とかにつきましては、こちらの所管が県の河川課になっておりますので、そういった協議が必要になるかと思っておりますので、ちょっとこの場では回答のほうは差し控えさせていただきたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） 4番佐々木みさ子君。

○4番（佐々木みさ子君） では、県のほうとの協議の中で、今後、県との協議、県との防災あれで協議が必要なときに、その協議のときに、例えば、人工芝とかあそこに敷き詰めてもらえるのかどうか、暗渠とかが不可能であれば、例えば、人工芝とか、何ていうんですか、土の入替えというのはあれなんですけれども、調整池であっても人工芝にしてよいのかどうかというのを協議しないと分からないわけですよ。

○議長（後藤洋一君） 誰か分かる人いるの。生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部雅裕君） 今の質問ですけれども、今の土のところに、その上に人工芝を敷いたりとか、そういった変更は可能かどうかということだと思っておりますけれども、実際、パチンコ屋さん、まるたまさんですか、昔のヨークベニマルの東側に1段低い駐車場があるかと思っております。あそこもたしか防災調整池としての位置付けというふうに聴いておりますので、土の上にあそこはアスファルトを敷いておりますので、その辺は開発行為申請、許可申請の中での、こういうふうな整備するよというような、示せばよろしいのかなと思っております。

○議長（後藤洋一君） 4番佐々木みさ子君。

○4番（佐々木みさ子君） それでは、サッカーを行う子供たちの健全育成に大いに役に立っていると思います。それでまた、サッカーが大好きな人たちが故障の原因となるサッカー場は、今、原因となると思います。サッカー場には、今、照明灯がついております。そうすると夜8時頃まで練習を行っているそうです。安全を考慮して、もしそういうのが可能であれば、人工芝にすべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部雅裕君） お答えします。

人工芝にすれば確かに理想的な環境で、プレーする側、練習する側にとっても、本当に素晴らしい環境になるかと思っております。ただ、町長の答弁にもありましたとおり、町内の社会教育施設につきましては大変老朽化が進んでおります。その中で、まずは体育館の耐震化とかが優先されると個人的に思っておりますので、この辺に

つきましては今後検討させていただきたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 4番佐々木みさ子君。

○4番（佐々木みさ子君） 検討という言葉が課長から返ってきましたけれども、当町では、ベガルタ仙台チームカラー、ベガルタゴールドのルーツとなっている砂金の歴史を持つ我が町で、現代の金として金のいぶきの栽培をベガルタと連携して行っております。魅力ある町として、将来の子供たちのために投資をしてはいかがでしょうか。サッカー場の整備をし、人工芝にすべきと思いますが、いかがでしょうか、町長の見解をお聴きします。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） サッカー場、人工芝でサッカー場、人工芝はどのような施工するのか私分かりませんが、一定の落差があれば調整池としての機能が損なわれないということは、私は専門家ではありませんけれども、そういったようなことも考えられるのかなと思います。

ただ、一言に人工芝といいますが、どのような金額が発生するか、それが大きな問題であります。ですから、そういったような、例えば、今すぐ直さなければならない施設等々、あそこの体育館ありますけれども、そういったようなところの耐震対策もしていないということもありますので、そういったようなことから手をつけると、なかなかそっこのほうに進まないのかなと思います。

ただ、先ほど来申し上げましたとおり、やはりあの場所は、今、スタジアムの維持・管理をさせていただいているスポーツ関係の会社の方々とお話ししますと、やはり会社としては、非常に野球等のチームを招きやすい場所であるということも聞いております。そういった中で、サッカーが一枚加われば、あそこは若い人たちの交流の場所になり得るとも考えはしますので、そういったようないい点もございますから、それがどのような形で検討されるか、やはり先ほど言いましたように、具体的な子育て支援策、あるいは人口減少対策というのは、一つ一つというのは大した効果が出せませんが、総合的に積み重ねますとやはり大きな効果があると、そういったような見地から考えさせていただきたいと思いますが、質問者もここまでおっしゃられますので、質問者も様々な積み上げをさせていただきながら話をさせていただければなと思っております。

○議長（後藤洋一君） すみません、休憩いたします。再開は3時15分といたします。

休憩 午後 3時04分

再開 午後 3時15分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。

4番議員、引き続き一般質問をお願いします。4番佐々木みさ子君。

○4番（佐々木みさ子君） 用途変更というのが、聴いてみますと、要するに、防災調整池でありながらサッカー場として使っているというふうなことが分かりました。それで、やはり防災調整池であれば、例えば、私が言う人工芝にすべきではないかというのも何か検討してみないと分からないし、町長が話すには、やはり社会整備、そっこの体育館とかのほうが優先的にやらないといけないというふうなお話も今聞いたんですけれども、

では、代替地という考えはないんですか。サッカー場の代替地の考えはないのかどうかお聴きします。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） 代替地どうかという問題の前に、サッカー場を人工芝にした場合は、まずは下の土を取って基礎を造って、その上に人工芝を造るという形になります。そうすると、調整池の機能をして何ら問題なく使えると私は思っております。そしてその分、排水対策として周辺に明渠、側溝を掘って、そこで流し込むということも可能でありますけれども、ただ、あの面積をそういったようなことで人工芝にした場合、どう考えても1億あるいは2億、もしかしたら3億ぐらいかかると思いますので、なかなか手が出せないというのが現状でございます。テニスコートも、何かオムニコートとかという形がありますけれども、あれだって当時5,000万ぐらい、もしかしたら今なら7,000万ぐらい1面かかるという話も聞いておりますので、やはりそれを町のシンボルとして、例えば野球も、特にナイターなどで野球もサッカーもやっている、テニスもやっている、華やかな場所として町民に対してアピールするのであれば、そういった面では必要かと思っておりますけれども、まだなかなかそこまで踏み込むくらい感じが出ておりませんので、話としては聴かせいただきながら、もしそういうものが可能であれば、若い人たち、あるいは若い人たちを引率する人たちの大きな出会いの場、交流の場にするのもやはり大切なのかなと思っておりますので、議員の発言はしっかりと受け止めますけれども、なかなか具体で答弁できないというのが現状でございます。

○議長（後藤洋一君） 4番佐々木みさ子君。

○4番（佐々木みさ子君） 先ほど代替地という考えはないのかどうか、人工芝はかなり1億、2億というふうにかかるというふうに町長おっしゃいましたけれども、では、代替地とかの考えはあるのかどうか先ほどお聴きしたんですけれども、それもなかったら、現状維持であそこの土地を、せめて、何ていうんですか、やりやすいような、故障とかけがのないような土の入替えとかという考えまではいかないのかどうかお聴きしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） そういったことの専門性は認識しておりませんので分かりませんが、やはり石ころが表面にありますと、足を取られたり、あるいは、それに膝、頭部をぶつけてけがをするということもございますので、そういったようなできる範囲での、今までもサッカーをやっている人たちに、水たまりに砂を敷いたり、そういったようなこともしてまいりましたので、どこまで可能なのかなということで、今使われているものをやはり最大限にフル活用していただくためには、質問者言ったような、やはりそういう維持・管理というものをしっかりとすれば、ある意味、今の状況で対応できるのではないのかなと、そのように思っております。

○議長（後藤洋一君） 4番佐々木みさ子君。

○4番（佐々木みさ子君） それでは、次、大きな2番に行きます。

勤労福祉センターの外構の整備について。

柵の塗料が剥がれ、さびが目立っておりますが、危険はないのか。また、補修の考えはないのかお聴きしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤積雄君登壇〕

○町長（遠藤積雄君） 大綱の2番でございます。福祉センターの外回りの整備についてでございます。

柵の塗料が剥がれ、さびが目立つが、危険はないのかという、補修の考えはないのかという質問でございます。勤労福祉センターの柵については、議員がおっしゃるとおり、塗料が剥がれ、かなりさびついており、ご心配をおかけしているところでございます。

先日、建設業者に確認しましたところ、さびてはいるものの、腐食によるぐらつきがないことから危険性はないとのことでした。それでも、行政報告にありましたとおり、やはり小さいうちにしっかりメンテナンスを施さないと、やはりいざ直すと実際はもっと腐食が進んでいたり、非常に危険な状態になっているということもありますので、そういったようなことにつきましては、やはり先手先手の手当てというのが大事なのかなと思っておりますので、財政状況を見ながら適切に措置していきたいと考えております。

○議長（後藤洋一君） 4番佐々木みさ子君。

○4番（佐々木みさ子君） 腐食といいますか、あっても危険はないということをお聞きしたということを今、町長おっしゃいました。やはりあそこは公園があったり、第一小学校の通学路にもなっているので、やはり見栄えというのは大事かと思えます。危険の回避はないということで、勤労福祉センターの長寿命化といいますか、耐震対策をこれから行っていくのかどうか、これもお聞きしたいと思います。

また、質問事項にはなかったんですけども、よろしいでしょうか、トイレ、またトイレの話で申し訳ありません。

○議長（後藤洋一君） はい、よろしいです。

○4番（佐々木みさ子君） やっぱり勤労福祉センターでの外にあるトイレなんですけれども、すごく汚れが目立っております。やはりこれは公園とか、テニスコート、グラウンドもある中で、やはりあそこもトイレの改修もすべきと思いますが、この2点をお聞きしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部雅裕君） まずは、勤労福祉センターの耐震ということについてお答えさせていただきたいと思えます。

勤労福祉センターにつきましては、鉄骨構造でコンクリートのパネルを貼りつける構造となっております、鉄筋コンクリート製ではないというところで耐震診断の対象外となっております。つきまして、今のところコンクリートの耐圧試験とかは当然ないわけですので、耐震性保っているかどうかというのはちょっと現状のところはよく分からないんですけれども、こちらにつきましても、長寿命化計画の中で維持・管理、あと修繕等を行ってまいりたいと考えております。

なお、トイレにつきましては、トイレの所管が建設課、そして、トイレの清掃になってきますとまちづくり推進課になりますので、そちらのほうでお願いしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（小野伸二君） ちょっと福祉センター周りのトイレの件でございます。

トイレの清掃関係につきましては、他の城山公園等々、あるいはひだまり等々のトイレもありまして、そちらのほうと一括でシルバーさんのほうに清掃のほうを頼んでおりました。ちょっと利用頻度によってもしかする

と汚れがあったのかと思いますけれども、定期的に週2回とか実施する形で清掃はしております、特に汚れがひどいと連絡は来るんですけれども、今のところこちらのほうに、中央公園等のトイレ汚いよというところはちょっと今連絡来ていなかったの、それにつきましては、あと確認して適切に対応したいと思います。

○議長（後藤洋一君） 4番佐々木みさ子君。

○4番（佐々木みさ子君） 勤労福祉センターの今後、長寿命化に当たっては、ぜひ維持・管理を行っていただきたいと思います。

それから、トイレなんですけれども、男性用トイレは分からないんですけれども、やはり女性用トイレ1基くらいは、水洗トイレか、座るやつにするべきかとは思いますが、すごく今、和式のやつで、女性用のトイレがすごく汚れて、掃除しているといっても、やはりきつと使う頻度が多いのかと思います。ですので、その辺というのも今後考えていただいて、あの公園、若しくはテニスコートとか、グラウンドを使っている方に、若しくは、あとはトイレ休憩する場合もあるんです、あそこで。そうすると、やはり使い勝手のいいトイレにすることを要望して、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 答弁はいいですか。

○4番（佐々木みさ子君） 答弁をお願いします。できればお願いします。

○議長（後藤洋一君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（小野伸二君） トイレの使い勝手のよくということで、和式から洋式ということで、はいというふうになかなか言えない部分がございますので、上司と、あるいは財政当局と相談しながら検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤洋一君） 4番佐々木みさ子君。

○4番（佐々木みさ子君） すみません、ぜひとも、トイレの話を何回もして申し訳ございませんけれども、やはりトイレというのは大事でございます。よろしく。

○議長（後藤洋一君） ご苦労さまでした。

それでは、一般質問を引き続き続けます。

9番杉浦謙一君、一般質問席へ登壇願います。

〔9番 杉浦謙一君登壇〕

○9番（杉浦謙一君） 9番杉浦でございます。

本日最後の一般質問、最後までよろしくお願いいたします。

大綱1番、個人情報保護につきまして質問をいたします。

平成27年、改正個人情報保護法が成立をいたしまして、平成29年5月30日より施行されているところでございます。涌谷町におきまして、個人情報保護につきまして考えを伺うところでございます。

二つ目であります。

これは、庁舎の窓口等と書きましたが、全ての課の窓口、受付、共通するものだと思いますが、町民の皆さんが来庁すれば、町の職員の皆さんは何らかの対応をすると思います。町民の方が知られたくないようなプライベートな個人情報が他の来庁者、来庁されている方に知られてしまうとか、また、来庁している方が聞きたくないような情報を聞いてしまうという、そういったケースがあると伺っております。このような個人情報を漏

えいとは書きましたが、ちょっと大げさだとは思いますが、当事者にとっては重大な問題かもしれません。DV被害者かもしれないからです。このような事例への対応、配慮すべき問題、いろいろあると思います。別な部屋の確保、間仕切りの確保など、必要な措置が考えられないかを伺います。

そして、三つ目であります。

自衛官の募集に関しまして、住民基本台帳を、対象年齢についてでありますけれども、閲覧させていると思います。募集でありますからダイレクトメール等の送付を行っていると思います。そうした中で、個人情報を知られたくない高校生、決して高校生だけではないと思いますが、18歳、22歳の対象に情報が漏れる、そういった情報が漏れることに敏感な方もおられると承知していただきたいと思います。このような場合の対応はどうかお答えいただきたいと思ひまして、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（後藤洋一君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） まず、大綱1番の個人情報保護についての町の考えということでございますが、1点目の個人情報保護について涌谷町の考えはとのご質問でございますが、個人情報保護につきましては、平成17年に涌谷町個人情報保護条例を制定し、個人情報の適正な取扱いを確保し、町が保有する個人情報の開示や訂正、利用停止を求める権利等、町民の権利、利益の保護及び町政の適正かつ円滑な運営に努めてまいりました。

しかしながら、自治体ごとに規定や運用の相違が見られ、住民にとっても分かりにくいなどの不均衡、不整合が生じたことから、国では令和3年に個人情報の保護に関する法律を改正いたしました。この改正により問題の是正を図るとともに、個人情報保護とデータ流通を両立させ、国際的にも制度の調和が確保されました。

当町では、この法改正に基づきまして、令和5年4月1日に同法施行条例を施行しております。条例では、開示請求に係る手数料等、審査会への諮問に関する項目を定めており、そのほかの個人情報の保有や取得、保管や管理、利用提供、開示請求等への対応に関しましては、それぞれ法律により統一したルールがございますので、これらを遵守し、適切な個人情報保護を行ってまいります。

次に、2点目の庁舎窓口等での町民の対応について、個人情報漏えいの可能性はについてでございますが、こちらは、職員一人一人が個人情報の重要性を認識し、情報漏えいがないように法令等を遵守して業務を進めており、情報漏えいの可能性は限りなく低いものと考えております。

3点目の自衛官の住民基本台帳閲覧について、個人情報を知られたくない高校生の配慮の考えはについてでございますが、住民基本台帳の閲覧につきましては、個人情報保護意識の高まりにより、平成18年11月に住民基本台帳法が改正され、原則非公開になりました。法改正後は、国や地方公共団体が法令の定める事務を行う場合と統計調査、世論調査、学術研究等の調査研究のうち、公益性が高いと認められるものに限られることになりました。

自衛官募集事務については、自衛隊法第97条において、市町村の法定受託事務と定められており、自衛隊法施行令第120条に、防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができると規定されております。この法令を根拠に、毎年、防衛大臣から各市町村長に対し、募集対象情報の提供について依頼がございます。当町では、町内に住民登録がある日本人住民の方のうち、資料提供を行う年度に18歳に到達する方の情報、氏名、住所、生年月日、

性別を記載した名簿を提供しております。

ご質問内容の高校生への配慮の考え方につきましては、過去に情報提供を希望しないとの申出がありませんでしたので検討しておりませんでした。現在、大崎管内で受け付けているところではございますが、今後、近隣市町の状況を確認し、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） では、2回目の質問にさせていただきます。

個人情報保護につきまして答弁がありました。ちょっと3番目にもかぶってくると思いますが、涌谷町においては、個人情報保護審査会が存在するわけで、こういう氏名とか、こういった氏名、住所が適切なのかなどか、やはり個人情報保護審査会において審査をし、一定の答申が、答申というか、そういう回答があって情報開示するというふうなこともひとつ大事だと思いますが、個人情報保護審査会の審査の回数、年間どのぐらいやっているのかなどか、そうした事案があるのかなどか伺います。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 保護審査会の回数でございますが、実施の経過がございません。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） では、総務課長から回答いただきましたが、これは3番にも関わってきますので、後ほど質問させていただきたいと思います。

二つ目の部分に入りますが、庁舎の窓口で、先ほどの答弁ですと、漏えいの可能性は低いという答弁でした。実際この庁舎の窓口で、来庁した方が、やはり先ほど私が1回目で質問したように、情報が、その方はいろいろあるんでしょうけれども、来庁者が聞きたくないような情報がどうしても耳に入ってしまうと。耳に入った人は非常に不快な思いをしていると。当事者がどう思っているかというのはちょっと、その当時分かりませんが、そういった中で、先ほど言ったような別な部屋での対応、そしてまた、間仕切りの確保、そういった配慮ができないものか。これがあるかないかどうかでは大きく違ってくると思います。皆さんが、やはり町民の皆さんが当事者というか、やはりプライベートな問題をほかの人に聞かれてしまうというのは、やはり誰もが嫌な思いをしますと思いますので、その点に関しまして答弁いただきたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 町民生活課長。

○町民生活課参事兼課長（今野優子君） 窓口での各種個人情報のお話ですが、町民室、以前は間仕切りがどうか、仕切りがあって、相談できるコーナーがありましたが、その後、あまり、そこは消費生活相談用ということで一応つくった場所でありまして、その件数があまり増えなかったことと、あと窓口のほうにローカウンターを設置しましたので、相談が減ったことと、あとローカウンターがあることで、その仕切りの部分を撤去したようでした。その頃私ちょっと町民生活課、設置して使用していた時期にはもういたんですけども、いつの間にかそこはなくなってしまって、町民室を広く使うようにして、ただ、最近また丸テーブルを戻しまして、例えば、あまり大っぴらに見られたくない届書とかをお持ちの方はそちらのほうにご案内して、あまり大きくない声で相談を受けたりはしております。

あと、消費生活のほうで相談にお見えになった方とかは別な部屋を準備してというか、予約して、そちらに案

内して相談を受けたり、どちらかという窓口でのお話よりも、町民生活課窓口に来るお客さんよりも、消費生活の方のほうになかなか濃い内容だったりもするので、そこは別室を用意して対応したりしております。

あと、窓口での個人情報も、できるだけフルネームを呼ばないように、あと、なおさら今マイナンバーカードの交付でお客様が多いので、その方々、カードの方には番号札をお渡しして番号札で対応をしたりして、なるだけ名前とか呼ばないように、あと、聞かれない内容についてはちょっと席を変えとかしてはおりますので、そのように対応はしております。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） 答弁いただいたんですけども、来庁されている方が、どうやら離婚されてこちらに移ってきたような話だったそうなんですけれども、職員がやはり知れ渡るような、周りに知れ渡るようなやはり大きな声を出すとか、そういったのが、やっぱり少し声を低く抑えたりとか、先ほどの部屋とか間仕切りとかという以前に、そういう配慮、当事者に対する配慮も必要だと思う。先ほど1回目の質問の中では、もしかしたらDV被害者かもしれない、周りに知られてしまうかもしれないということも考えられるというもので、やはりその点はよく気をつけながら、職員皆さんが、これはあくまでも町民生活課だけの問題ではなくて、あらゆるところで問題になると思うんですけども、そういった配慮は大事だと思うんですけども、町長、いかがでしょう。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） 不用意に人の名前とか、単なる朝とか昼とか夕方の挨拶は当然、分かるように大きな声で言うことは当然でありますけれども、そういう個人を特定するような、あるいは個人を特定しなくても何か内容が分かるような話を辺りの人が聞けるような大きな声で話すというのは、やはりそれは当然、担当職員としてはいけないことであろうと思いますので、もしそういうことがあったならば、やはりしっかりと今後対応していかなければならないと考えております。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） では、三つ目の質問に入ってまいります。

自衛官募集に関してですけれども、いろいろ高校生が主に対象になると思うんですけども、やはりメールが、ダイレクトメールが来てから、18歳の若い青年ですから、何でこんな来たんだべというふうな思いがあるし、やはりその分で意思表示ができる機会が、その高校生等に対してはなかなか機会が与えられないというのもあると思います。その点では、対象者に対して個々人の気持ちを表明できるような、そういった機会をつくってやるべきなのではないかと思います。これが町の事業としてどうしてもやらなきゃ、業務としてやらなきゃいけないものであるのであれば、個人情報保護の観点から、私には知られたくないという意思表示ができるような機会を与えるべきだと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（後藤洋一君） 町民生活課長。

○町民生活課参事兼課長（今野優子君） お答えします。

議員さんにご質問していらっしゃる自衛官募集事務になりますが、自衛官募集関係の名簿のほう、閲覧であったり、名簿の提供であったりになりますが、募集対象者情報の提供は、住民基本台帳法を基に閲覧ということで実施しております、こちらは提供に当たり、本人の同意は必要とはされていないものです。

ただ、県内で自衛隊への情報提供を希望されない方に、希望しないでほしいという除外の申請、もう希望されたくないという申出を受け付けている市町が、令和4年度は仙台市、気仙沼市、栗原市だけだったんですけれども、令和5年度には、そこに更に3市2町が加わりまして、現在県内では8市町が除外の情報提供の希望をしないという申出を受け付けておりました。

今回、質問があった関係で私も県内のほうを確認しました。先ほど町長も申しましたとおり、大崎管内はどこもその情報を出してはおりません。情報提供を希望しない場合は申し出てくださいというのは大崎管内、あと石巻、涌谷町は石巻募集事務所に入っておりますが、そちらでも石巻市も東松島市もその申出は受け付けてはおりませんでした。

ただ、今回そのようなお話がありましたし、18歳の方、いきなりダイレクトメールが来る、びっくりするということであると思いますので、やはりそれは必要なことではないかと思っておりますので、今後ホームページで自衛官募集事務のことも載っておりますので、国として必要な自衛官が欲しい、そして、それを市町村長の事務として行っておりますので、そのことはホームページや広報で周知しまして、その後、近隣のほうも確認しながら申出を受け、申出があればその方については希望をお聴きしたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

すみません、ここで会議時間を1時間延長いたします。

○9番（杉浦謙一君） では、1番目と3番目、ちょっと関わってきますけれども、自衛官募集のは閲覧だけなのか。また、対象者を抽出しての情報提供なのか。そしてまた、その情報提供に関して個人情報保護審査会の審査は要らないのか。そういったいろいろなちょっと疑問が湧いてきますけれども、さらにちょっとお聴きしたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） 町民生活課長。

○町民生活課参事兼課長（今野優子君） すみません、住民基本台帳の閲覧につきましては、名簿のほうを、前であれば住民基本台帳全部からの閲覧だったんですけれども、最近を対象の方だけを抽出したものを閲覧していただいております。閲覧全員分ではなくて、必要な地域、対象地域であるとか、自衛官募集に関しては、対象年齢の方だけを抽出したものを自衛隊の事務所の方がそれを書き写していくという方法が閲覧でした。その名簿を、何ていうんですか、対象者以外の方が載らないようにして、対象者のみの名簿を作って閲覧に提供するというやり方をずっとやってきておりますので、見られたく、例えば、その家族の方の情報は分からないというような状況で提供はしております。

そして、自衛官募集に関しては、前からずっと閲覧ということで、住民基本台帳の閲覧ということで申請いただいておりますので、個人情報保護審査会のほうには審査を依頼してはおりません。

以上です。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） 個人情報保護審査会の審査に付さなくて、これまでやってきていないですから、このまま来ているんだと思います。そういった点では、やはりダイレクトメールが送られてくるという、そういう対象者の気持ちをちょっと酌んでいただいて、全てではないんでしょうけれども、気になる人と気にならない人いますので、その点を少し考えていただければと思います。

次に、大綱２番目、国民健康保険の運営について町の考えをお聴きいたします。

国民健康保険、現在、宮城県が運営しているところでありますが、平成30年、2018年から都道府県化が実施されております。国保の都道府県化によりまして、6年を1期とする国保運営方針を定め、その方針で市町村の国保行政を指導していくこととなっております。今後、保険税の、国保税の税率などを変更する予定はどうか伺います。

二つ目、国民健康保険税ですけれども、これまで会社員であった現役時代には健康保険に入っていた、そういう方も、年金生活者になると多くは国保に加入いたします。国民健康保険は、誰もが一度はお世話になる医療保険ではないでしょうか。国民皆保険を土台から支える制度と言えるのではないのでしょうか。この国保税の引下げでありますけれども、町の考えをお聴きいたします。

そして、三つ目でございます。

国民健康保険税において、現在、就学前の子供の均等割を涌谷町は全額減免しております。さきの議会の一般質問では、町長は、引き続きこの均等割の全額減免をしたい旨の答弁を行っております。子供の均等割は、子供が国保加入者でありますと、子供が誕生すると1人1万7,000円、2人いれば3万4,000円、3人いれば5万1,000円かかる仕組みとなります。子供は所得があるわけではありませんから、減免があるかないかで大きく違って来るわけでありまして。そういった対象年齢の引上げについて、減免の引上げ……減免というか、対象年齢を今、就学前からの引上げについての考えをお聴きいたします。

○議長（後藤洋一君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） 大綱２番の国民健康保険の運営についての考えを問われておりますが、国保税は宮城県が運営主体であるが、今後の税率等の見込みはとのご質問でございますが、国民健康保険制度につきましては、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、国民健康保険事業を安定的、効率的に運営するため、第2期宮城県国民健康保険運営方針に基づき、適正かつ健全な事業運営の遂行に進めております。また、令和4年度には保険税水準の統一に向けたロードマップを策定し、令和12年度から保険料水準を統一化する方向で進める状況でございます。

次に、2点目の国保税の税率引下げの考えはとのご質問でございますが、当町の国保税につきましては、平成18年度以降、実質的に税率改正をせず運営しておりますが、近年の医療技術の高度化や被保険者の高齢化に伴い、医療費は増加傾向にございます。涌谷町の国保税につきまして、一人当たり調定額で見ますと、県内市町村の中では平均よりも若干低い状況と考えます。今後の国保財政状況や県内の税率統一の方針を考えますと、引上げとなるのが危惧されており、現状では税率維持は、引下げの考えはございません。税率統一に際しましては、国保税被保険者の皆様に急激な負担とならないように慎重に努めてまいります。

次に、3点目の国保税における子供の均等割減免の対象年齢引上げの考え方のご質問でございますが、当町といたしましても、子ども・子育て支援の拡充につきましては町の方針につながるものと考えており、今回の均等割額の定額対象を18歳までの被保険者に拡大しようと考えております。18歳までの均等割額の全額減免は涌谷町独自の施策で、県内でも取り組む自治体は少なく、近隣市町に先駆けた取組であると考えております。このことにつきましては、この後、議案として国保条例の一部改正を提案しておりますので、ご審議いただきま

すようお願い申し上げます、杉浦議員への答弁といたします。

終わります。

○議長（後藤洋一君） 休憩します。再開は4時10分とします。

休憩 午後 3時57分

再開 午後 4時07分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 時間前ですが、再開します。

9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） では、一つ目、都道府県の国保運営方針、この最大の眼目は赤字解消なる市町村の法定外繰入れをやめさせていくことにあります。厚生労働省が都道府県に示した国保運営方針ガイドラインは、市町村の法定外繰入れを決算補填等目的の法定外繰入れと決算補填等目的以外の法定外繰入れに分類して、前者については、国保運営方針に基づいて削減、解消することを求めています。この国保運営方針について、宮城県からの指導はどのようなものかお伺いいたします。

○議長（後藤洋一君） 健康課長。

○健康課長（木村 治君） お答えいたします。

法定外の繰入れということなんですけれども、県のほうでは、赤字補填に係る法定外の繰入れはしないようにというような話を受けております。涌谷町につきましても、基本は法定内の繰入れしかしておらず、法定外に係る赤字補填等に対する繰入れは今のところはやっていないというような状況です。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） であるならば、法定外繰入れではなくて基金の活用というのは問題ないのかお伺いします。

○議長（後藤洋一君） 健康課長。

○健康課長（木村 治君） 基金の活用につきましては、各市町村の判断でやっているような状況になりますが、涌谷町につきましては、令和5年度実施済みの基金の活用につきましては、今、均等割の未就学児に対しての5割軽減、あとは国保病院でやっている脳ドックを受けた方に対しての脳ドックの助成ということで1人1万円上限にやっているもの、あと節目人間ドックの対象年齢の拡大等を行っております。

あと、今年度につきましては、先ほど町長がお話ししたとおり、均等割、子育て支援の観点から均等割を18歳まで拡大し、全額減免するというような形を取っているところでございます。

あと、今後、新規の支援につきましては、国・県の支援対策などを注視しながら税務課サイドと検討し、慎重に進めていきたいとは考えております。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） 二つ目の質問に移ります。

平成26年、2014年ですけれども、全国知事会、全国市長会、全国町村会から、加入者の所得の低い国保が他の医療保険よりも保険料が高く、負担が限界になっているのは国保の構造問題であるとして、国保を持続可能に

するには、被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要という主張がなされています。全国知事会は、国保税を協会けんぽの保険料並みに引き下げのために、1兆円の公費負担増を行うよう政府与党に要望しています。加入者の所得が低いのに保険料は公的医療保険で最も高い、これこそ国保の構造問題であり、制度の持続可能性と国民皆保険の基盤を脅かす重大な問題であることを国に突きつけております。

隣の大崎市では、令和4年度から国民健康保険税、財政調整基金を活用して全被保険者の負担軽減を実現しているところであります。当町には財政調整基金が5億以上あるわけで、できないはずはないと思うのでありますが、隣にできて、涌谷町ができていないというのはどういうものなのか。税率改正に向けての考えをお聞きしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 健康課長。

○健康課長（木村 治君） お答えいたします。

まず、国保の運営につきましては、先ほど町長がお話ししたとおり、人口減少に伴いまして被保険者数の減少しております。減少しておりますし、また、医療の高度化によりまして一人当たりの医療費、これも伸びているような状況でございます。

令和5年度の当初予算におきましては、保険税が令和4年度と比較し約3,000万ぐらい減少しているような状況です。また、保険給付等の実績に基づき県に納付する納付金が、令和4年度と比較し約3,500万円ほど増額しております。これを合わせると、大体国保の影響額というのは6,500万ぐらいになりますので、このことから、今後の国保運営につきましては、また厳しい状況が続くと予想されますので、今、議員さんがお話しされたとおり、国保税の引下げにつきましては慎重に考えていかなければならないのかなと思っているところでございます。

以上です。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） なかなか国保税というのは、ほかの保険料と比べると高いというわけでありますから、何らかの被保険者に対しての、コロナの関係で大崎市は多分税率を下げたと思いますけれども、そういった点で負担を、加入者の負担を軽減するという観点で、いずれどこかで考えていかなきゃいけないと思うので、答弁がありましたけれども、財政の問題ですので、引き続き検討していただければと思います。

三つ目でありませけれども、町長から答弁をいただきました。均等割というのは、私、前から人头税、頭数で賦課されるという、子育て支援に逆行しているものだとこの場で話してまいりました。県内で実施しているのはなかなか珍しい、珍しいというか、そんなにないわけで、ただ、これから納付書が送付され、同封された文書の中にいろいろ説明がされるのだらうと思うんですけども、この点でこの説明書はあるのかどうか伺いたしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 税務課長。

○税務課参事兼課長（紺野 哲君） お答えします。

今回、涌谷町、先駆けた取組ということで、未就学児の均等割の全額から18歳までの年齢拡大して税額の減免を行うところですが、それについては、住民の皆さんに十分理解していただくように、何らかの手だて、納付書に入れてやるのか、そういったことも含めて検討し、対応していきたいと思っております。

終わります。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） 先ほど県内で実施している自治体は少ないと答弁いただきましたけれども、そういった自治体がどこにあるのかお聴きしたいのと、前回、就学前の子供の均等割では同封された文書の中にあっただけですが、あまりちょっと理解できないものがあったなと思うんですけども、やはりもう少し何かの周知できるようなホームページとか、そういった点で、もう少し周知、周知というか、そういった独自の策をやっているということはもう少しアピールしていいのではないかなと思うんです。その点では何らかの方策があると思うんですけども、当町で考えているものがあればお聴きしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 税務課長。

○税務課参事兼課長（紺野 哲君） 均等割、18歳までの均等割の減免に関しての県内の市町村の状況ということですが、全額減免しているところが、亘理町、山元町、松島町というふうにお聴きしております。それから、仙台市とか、大崎市、富谷市などは、5割軽減というふうな取組をしているところのようです。18歳までというのはなかなか少ないのかなというふうにと考えるとございます。

それから、涌谷町の独自の取組についてしっかりPRをとということでお話いただきましたので、それについては相談しながら行ってまいりたいというふうには思います。

終わります。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） 前回、均等割、就学前の均等割の説明が同封されたんですけども、均等割、国の施策でもあるために、ちょっと数字的に分かりにくかった部分があっただけで、減免されているんだかどうかというのはちょっと分かりにくかったの、その点はもう少し簡素な説明をしていただければありがたいかなと思っております。その点ひとつよろしく申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 税務課長。

○税務課参事兼課長（紺野 哲君） その件について、しっかりと対応していきたいと思っております。

終わります。（「終わります」と言う人あり）

○議長（後藤洋一君） ご苦勞さまでした。



◎散会について

○議長（後藤洋一君） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。



◎散会の宣告

○議長（後藤洋一君） 本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時20分